

安全保障・防衛分野における国際協力の必要性和潜在性がかつてなく高まる中、防衛省・自衛隊としても、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、わが国の安全及び地域の平和と安定、さらには国際社会全体の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に寄与していく必要がある。このため、防衛大綱は、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョン¹を踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力として二国間・多国間の防衛協力・交流を強化することとしている。また、グローバルな安全保障上の課題などへの取組として、海洋におけ

る航行・上空飛行の自由や安全の確保、宇宙領域やサイバー領域の利用にかかる関係国との連携・協力、国際平和協力活動、軍備管理・軍縮及び大量破壊兵器などの不拡散などの取組をより積極的に推進することとしている。こうした取組の実施にあたっては、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との密接な連携を図ることとしており、防衛省、自衛隊としては、これまでも安全保障協力の推進のための取組を行ってきたところ、今後も平素からの取組を通じて、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出していく考えである。

第1節

多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進に向けて

1 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷など

1 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷

(1) 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義

グローバルなパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化する中で、インド太平洋地域の平和と安定は、わが国の安全保障に密接に関連するのみならず、国際社会においてもその重要性が増大してきている。この地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中する一方、安全保障面での地域協力の枠組みは十分に制度化されておらず、また、域内各国の政治・経済・社会体制の違いが大きく、各国の安全保障観も多様である。さらに、既存の国際法によらず力を背景とした一方的な現状変更を図る動きも継続している。特に、南シナ

海などの問題は、海洋における法の支配、航行及び上空飛行の自由、ひいては東南アジア地域の安定に懸念をもたらしており、こうした問題への対応が地域の安定を確保する観点から重要な課題となっている。

こうした中、各国間の信頼を醸成するとともに、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組む基盤を整えるためにも、防衛省・自衛隊は、国際情勢、地域の特性、相手国の実情や安全保障上の課題を見据えながら、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進していく考えである。

(2) 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の形態・変遷

防衛協力・交流の形態として、ハイレベルなど

¹ 16 (平成28) 年8月、安倍内閣総理大臣は、ケニアにおいて開催されたTICAD VIの基調演説において、「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の考え方を発表した。17 (平成29) 年11月の日米首脳会談では、日本が掲げる同ビジョンに米国が共鳴する形で、全ての国に航行及び飛行の自由並びに国際法に適法な海洋の利用を尊重することを求め、こうした考え方に賛同する国と協働して重層的な協力関係を構築することを確認した。

の対話や交流、共同訓練・演習のほか、他国の安全保障・防衛分野における人材育成や技術支援などを行う能力構築支援、自国の安全保障や平和貢献・国際協力の推進などのために行う防衛装備・技術協力などがある。

これまで防衛省・自衛隊は、二国間の対話や交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、対立感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気醸成する努力を行ってきた。これに加え、共同訓練・演習や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらには物品役務相互提供協定などの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させている。

また、域内の多国間安全保障協力・対話も、従来の対話を中心とするものから域内秩序の構築に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的かつ実質的に推進し、望ましい安全保障環境の創出につなげていくことが重要となっている。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、島嶼国防衛大臣会合といった諸外国との会合の中止などに対しては、例年以上に電話会談を実施し、東京・市ヶ谷にいながらも、諸外国との意思疎通を深め、防衛協力・交流を進めている。

Q 参照 資料31 (各種協定締結状況)
資料32 (留学生受入実績 (令和元年度の新規受入人数))
図表Ⅲ-3-1-1 (防衛協力・交流とは)
図表Ⅲ-3-1-2 (ハイレベルの交流実績 (19 (平成31) 年4月~20 (令和2) 年3月))

2 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP) というビジョンのもとでの取組

Free and Open Indo-Pacific

(1) インド太平洋地域の特徴

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社会の安定と繁栄の礎である。特に、インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を養う世界の活力の中核であり、この地域を自由で開かれた「国際公共財」とすることにより、地域全体の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

他方で、この地域においては、わが国周辺を含

め、軍事力の急速な近代化や、軍事活動を活発化させている国が見られるなど、FOIPの推進のためには多くの課題が存在している。

(2) 防衛省における取組の方向性

こうした状況を踏まえ、防衛省・自衛隊としては、防衛協力・交流を活用しながら、主要なシーレーンを安定して利用し続けることができるように取組を進めている。また、軍事力の近代化や軍事活動を活発化させている国に対しては、相互理解や信頼醸成を進めながら、不測の事態を回避することで、わが国の安全を確保することとしている。さらに、地域内において、環境の変化に対応すべく取組を実施している各国に対しては、防衛協力・交流を通じてこうした取組に協力することにより、地域の平和と安定に貢献することを目指している。

(3) FOIPの実現に向けて協力を強化する地域

東南アジア・南アジア・太平洋島嶼国及び中東地域の諸国、さらにジブチに対しては、防衛協力・交流のツールである、人による協力・交流、部隊による協力・交流、能力構築支援、防衛装備・技術協力といった幅広い手段を活用しながら、FOIPの実現に向けて協力を強化することとしている。具体的には、この地域に所在する諸国と良好な関係を確立し、自衛隊による港湾・空港の安定的な利用を可能にすることにより、シーレーンの安定的な利用を維持することや、これらの国々がインド太平洋地域の安定のための役割をさらに効果的に果たすことができるように防衛協力・交流を進めている。

(4) FOIPの実現に向けて協働を進めていく国々

同盟国である米国や豪州、インド、英仏等の欧州諸国、カナダ及びニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有するのみならず、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々である。これらの国々に対しては、インド太平洋地域へのさらなる関与を行うよう働きかけるとともに、FOIPの実現に向けてわが国が(3)の地域への取組を行うに際し、パートナーとして協働する

図表Ⅲ-3-1-1 防衛協力・交流とは

防衛協力・交流とは

防衛協力・交流は、様々なツールを使って2国間・多国間の防衛関係を強化することで、**わが国及び国際社会の平和と安定を確保するための重要な取組**である。

防衛協力・交流の目的

- わが国にとって望ましい安全保障環境の創出
- わが国へ脅威が及ぶことを抑止し、侵害が容易でないと認識させる
- 相互理解や信頼醸成により、不測の事態を防止

防衛協力・交流のツール

ツール① 人による協力・交流

… **「2+2」・防衛相会談・幕僚長級会談などのハイレベルの会談、防衛当局間の実務者協議、多国間の国際会議**などにおいて、防衛政策や地域情勢、防衛協力・交流案件などにつき、率直な意見交換を行うことで、会談国同士の相互理解や信頼醸成、また、その後の防衛協力・交流を推進する。**留学生の交換、研究教育の交流**においては、他国の防衛政策や部隊の実態に対する理解を深めるとともに、人的ネットワークの構築により信頼関係の増進を図る。



日印防衛相会談



フランス陸軍参謀長による
陸幕長訪問



東京ディフェンス・フォーラム



防衛大学校における留学生受入

ツール② 部隊による協力・交流

… **親善訓練、艦艇や航空機の相互訪問（寄港・寄航）、部隊同士の交流行事**などを通して、相手国との相互信頼を高め、協力関係を推進する。**他国との共同訓練や演習**においては、相手国の部隊と連携する力を高めることで、技能向上に加え、国同士の防衛関係を強化する。



ASEAN加盟国による
自衛隊基地訪問



IPD2019における
日印共同訓練



米国・オーストラリアとの
共同訓練



IPD2019におけるスービック港
（フィリピン）寄港の様子

ツール③ 能力構築支援

… **様々な分野におけるセミナーや実習、技術指導、教育・訓練の視察や意見交換などの事業を行う**ことで、一定の期間をかけて対象国の具体的なで着実な能力の向上を図り、相手国軍隊などが国際平和・地域の安定のための役割を果たすことを促進する。



航空気象のセミナー
（ミャンマー）



人道・災害支援の実習
（マレーシア）



水中不発弾処理のセミナー
（ベトナム）



軍楽隊育成の技術指導
（パプアニューギニア）

ツール④ 防衛装備・技術協力

… **装備品の海外移転、共同研究・開発、国際展示会への出展、官民防衛産業フォーラムの開催**などを通して、わが国の防衛産業基盤の維持・強化を図るとともに、わが国および相手国軍隊の能力向上や、相手国との防衛協力関係を維持・強化する。



練習機TC-90の
フィリピン移転



英国との共同研究



パリ国際航空宇宙ショー



日印
官民防衛産業フォーラムの様子

（参考）防衛協力にかかる各種協定の締結

… **情報保護協定、物品役務相互提供協定、防衛装備品・技術移転協定**など、協力の枠組みを具体化・制度化し、防衛協力・交流をより円滑に・安定的に進められるようにする。



日加
物品役務相互提供協定の署名



日仏
物品役務相互提供協定の署名



日伊
防衛装備品・技術移転協定の署名

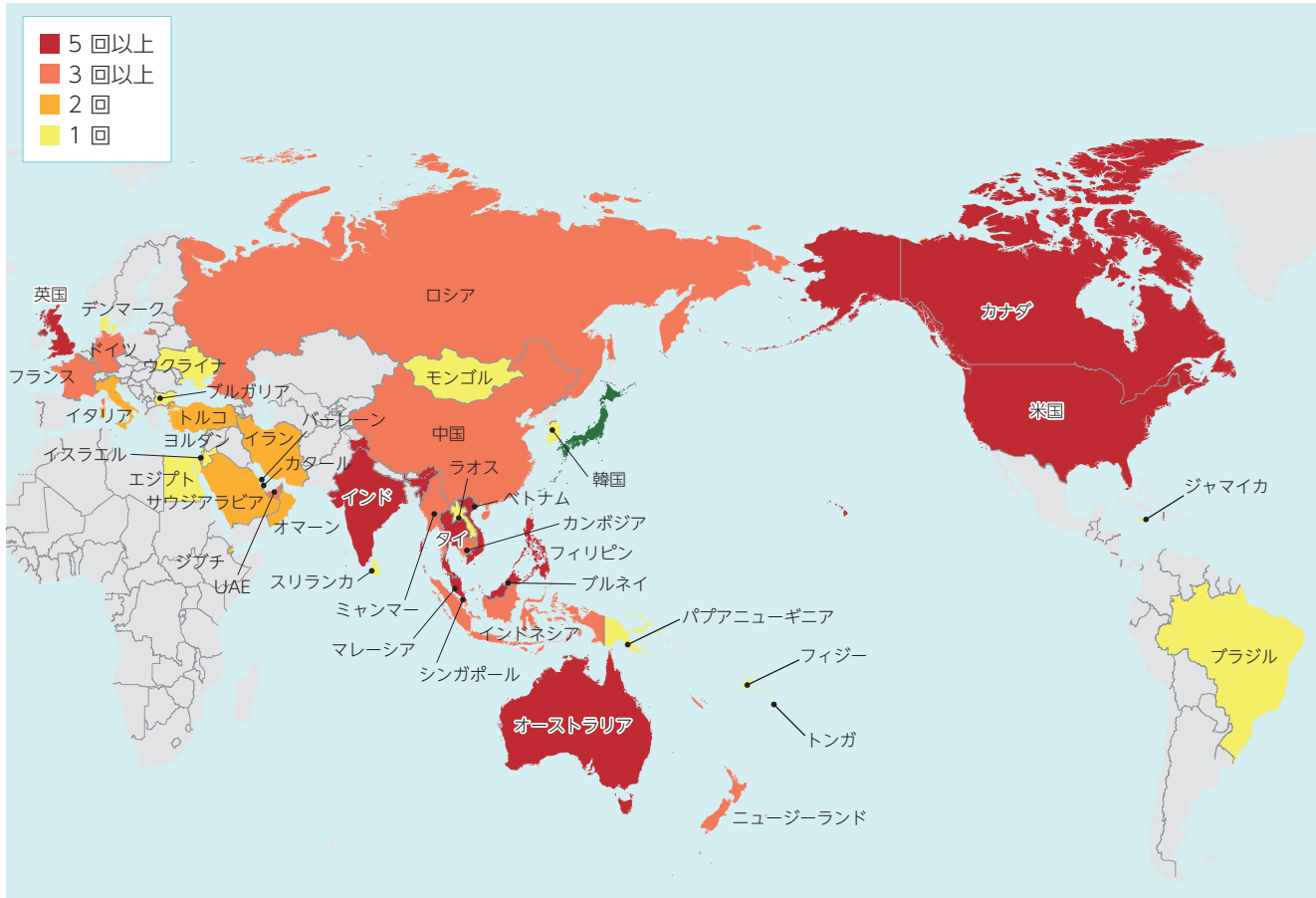


日豪
情報保護協定の署名

図表Ⅲ-3-1-2 ハイレベルの交流実績（19（平成31）年4月～20（令和2）年3月）

ハイレベル交流とは、本図表においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれカウンターパートとの2国間会談を指している。

2019.4～2020.3の期間では、以下の国々とハイレベル交流が実施されたが、その他の国々とも過去にハイレベル交流やその他の防衛協力・交流が実施されている。世界中の様々な国々とハイレベル交流が実施されていることに注目されたい。



ことで、わが国単独の取組よりも効果的な協力を実施できるように防衛協力・交流を進めている。

(5) 相互理解や信頼醸成を進めていく国々

中国やロシアに対しては、防衛交流の機会を通じ、わが国周辺における軍事活動の活発化や軍備

の拡大に対するわが国の懸念を伝達することで、相互理解や信頼醸成を進め、不測の事態を回避することにより、わが国の安全を確保することとしている。

【参照】 図表Ⅲ-3-1-3（「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンにおける防衛省・自衛隊の取組（イメージ））

図表Ⅲ-3-1-3 「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンにおける防衛省・自衛隊の取組（イメージ）

「自由で開かれたインド太平洋」 Free and Open Indo-Pacific: FOIP

「自由で開かれたインド太平洋」とは

2016年8月、安倍総理はケニアで開催されたTICAD VIの基調演説において、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方を提唱。自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進することを目指す。

「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの3本柱

- ① 法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着
- ② 経済的繁栄の追求（連結性の向上など）
- ③ 平和と安定の確保



（外務省HPより引用）

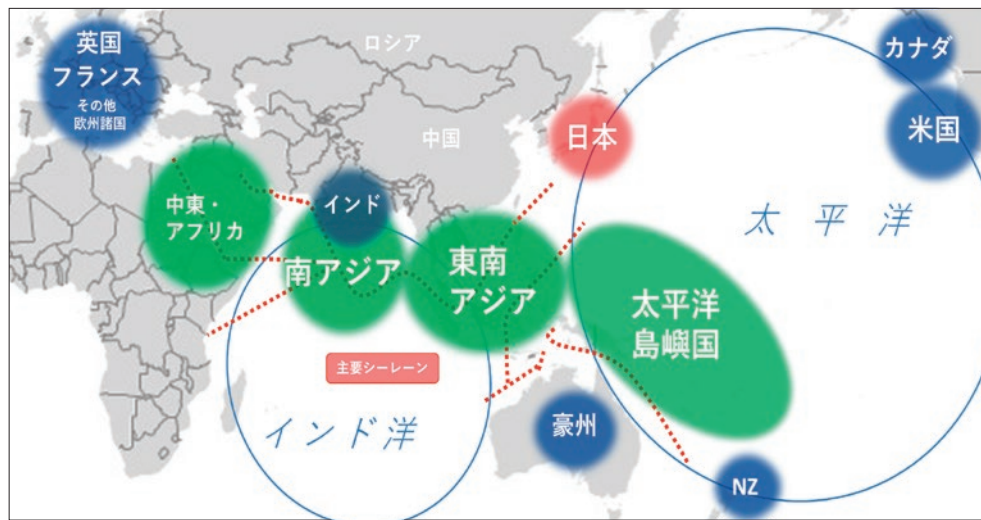
防衛省におけるFOIPの方向性

防衛省における「自由で開かれたインド太平洋」というビジョン：FOIPの方向性

- その1 防衛協力・交流を活用し、主要シーレーンの安定した利用を確保
 その2 信頼醸成や相互理解を進め、不測の事態を回避
 その3 関係各国と協力し、地域の平和と安定に貢献

防衛大綱において、「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。」ことが明記されている。

防衛省におけるFOIPの具体的な取り組み



東南アジア、南アジア、太平洋島嶼国：重要なシーレーンが通過する地域

中東、アフリカ：エネルギー安全保障上重要な地域 → FOIP実現に向けて協力を強化

（具体的な取組例）

- 東南アジア … 日ASEAN防衛協力の指針「ピエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ピエンチャン・ビジョン2.0」を発表。ASEANの中心性・一体性を支持した防衛協力を強化、インド太平洋方面派遣訓練（IPD）における東南アジア各国との共同訓練・能力構築支援の継続的な実施、不用装備品等の無償譲渡を実施（フィリピンへのTC-90練習機の移転）、FOIPとAOIP（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）のシナジー実現 など
- 南アジア … スリランカ軍に対する能力構築支援（航空救難）の実施、スリランカ・パキスタン・モルディブ・バングラデシュへの自衛隊のアセット（航空機・艦艇）による寄港・寄航の推進 など
- 太平洋島嶼国 … わが国初の多国間国防大臣級会合となる第一回JPIDD（Japan Pacific Islands Defense Dialogue：日・太平洋島嶼国国防大臣会合）の開催の企画、パプアニューギニア軍に対する能力構築支援の実施（軍楽隊育成） など
- 中東 … 中東地域で開催される多国間安全保障会議の積極的な参加、オマーン、UAE、サウジアラビア、バーレーンへの自衛隊のアセット（航空機・艦艇）による寄港・寄航の推進 など
- アフリカ … ジブチ軍に対する能力構築支援の実施（災害対処能力強化） など

米国、豪州、ニュージーランド（NZ）、インド、英仏などの欧州諸国及びカナダ

：FOIPというビジョンを共有し、インド太平洋地域に繋がりを有する国々 → FOIPの実現に向けて協働

（具体的な取組例）

- 米国 … 日米の連携によるベトナムに対する能力構築支援（潜水医学）の実施、インド太平洋方面派遣訓練（IPD）の一環での日米共同訓練の実施 など
- 豪州・NZ … 豪州主催の東ティモールに対する能力構築支援「ハリィ・ハムトゥック」への参加、日米豪空軍種共同訓練「コープ・ノース」の実施、人道支援・災害救援（HA/DR）共同訓練「クリスマス・ドロップ」の実施 など
- インド … 日米印共同訓練「マラバル」の実施、日印共同訓練「ダルマ・ガーディアン」の実施、日印共同訓練「シンユウ・マイトゥリ」の実施、日印間で初の「2+2」の開催 など
- 英仏 … 日英共同訓練「ガーディアン・ノース」の実施、日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」の実施、日英共同訓練「ヴィジラント・アイルズ」の実施（日英陸軍種間において18（平成30）年に日本国内で初実施） など

2 各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するに際しては、地域の特性、相手国の実情やわが国との関係なども踏まえつつ、最適な手段を組み合わせた二国間での防衛協力・交流が重要となる。

1 オーストラリア

(1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義など

オーストラリアは、ともに米国の同盟国として、普遍的価値²のみならず安全保障上の戦略的利益を共有するわが国にとって、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」である。特に近年、両国はインド太平洋地域において責任ある国として、災害救援や人道支援活動などの分野を中心とした相互協力や、能力構築支援に関する協力を強化している。

日豪防衛協力の深化を背景に、日豪両国は、07（平成19）年3月、わが国にとっては米国以外で初の安全保障に特化した共同宣言である「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を発表したほか、これまでにACSAや日豪情報保護協定、日豪防衛装備品・技術移転協定といった協力の基盤を整備してきている。

日豪ACSA³については、両国の防衛協力・交流のさらなる進展などにより自衛隊が豪軍と共に活動するケースが拡大していることやわが国における平和安全法制の整備を踏まえ、17（平成29）

年1月、物品又は役務の提供が可能な場面などを拡大する新たな協定の署名が行われ、同年4月の国会承認を経て同年9月に発効した。これにあわせて関連する国内法令も整備された。

地域における平和と安定の維持に共に貢献する意思と能力を兼ね備えた「特別な戦略的パートナー」であるオーストラリアとは今後とも引き続き協力関係を深めていくこととしている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、レイノルズ国防大臣との間で日豪防衛相会談を実施した。同会談において両大臣は、インド太平洋地域の安全保障にかかる力学がさらに困難なものになる中、日豪協力のさらなる強化が戦略的必然であることを強調し、特別な戦略的パートナーシップを深化させ、自由で、開かれた、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域への貢献を目的とすることとし、今後数年において、部隊交流、人的交流、宇宙・サイバー及び防衛科学技術を含む分野における防衛協力を加速させること、共同運用と訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する相互訪問に関する協定の交渉の妥結に向け引き続き尽力することを確認した。また、能力構築支援、海洋安全保障及び人道支援・災害緊急援助を含む分野においてインド太平洋地域におけるパートナーとの防衛及び安全保障協力を強化するため、日豪で共に活動する決意を表明した。さらに、南シナ海、東シナ海及び北朝鮮を含む地域情勢について意見を交換し、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を達成するために尽力することに引き続きコミットするとともに、国連安保理で禁止されている北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での物資の積替え（「瀬取り」）対策を含む北朝鮮問題に関する両国間の連携を確認した。



豪国防大臣と会談する河野防衛大臣（19（令和元）年11月）

² 普遍的価値：国家安全保障戦略においては、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など」を普遍的価値としている。

³ 正式名称：日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定
従来の適用対象となる活動に加え、①国際連携平和安全活動、②国際平和共同対処事態、③重要影響事態、④武力攻撃事態等及び⑤存立危機事態における活動のほか、⑥在外邦人等の保護措置、⑦海賊対処行動、⑧機雷等の除去及び⑨情報収集活動についても新たにその適用対象となった。

また、同年10月及び12月、河野防衛大臣は、レイノルズ国防大臣との間で計3度の電話会談を行い、インド太平洋地域が様々な課題に直面するなか、普遍的価値や安全保障分野での戦略的利益を共有するオーストラリアとの防衛協力は、かつてなく重要であり、引き続き日豪両国間の特別な戦略的パートナーシップを深化させるため緊密に協力していくことで一致するとともに、両大臣は、二国間の防衛交流や両国を取り巻く安全保障情勢などについて意見交換を行ったほか、中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明した。

軍種間の主な協力・交流として、19（令和元）年11月、統幕長は、キャンベル国軍司令官と懇談し、FOIPのもと、自衛隊と豪軍との防衛協力・交流の推進について確認した。海自は、同年9月及び10月、日豪共同訓練「日豪トライデント」を実施し、戦術技量の向上及び豪海軍との連携強化を図った。空自は、同年9月から10月にかけて、千歳基地などにおいて国内では初となる戦闘機による日豪共同訓練「武士道ガーディアン19」を実施し、戦術技量の向上及び相互運用性の向上並びに防衛協力の深化を図った。また、同月には豪州空軍KC-30Aが小牧基地に初めて寄航し、日豪空中給油・輸送機部隊間交流を実施したほか、同年11月には、豪統合作戦本部長が航空総隊司令部を訪問し、航空総隊司令官との間で、地域情勢、防衛協力・交流などについて意見交換を実施した。

20（令和2）年1月から2月にかけて、オーストラリアでの森林火災を受け、空自は、国際緊急援助活動として2機のC-130Hを派遣した。

Q 参照 資料33（最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

（3）日米豪の協力関係など

わが国とオーストラリアは、ともに米国の同盟国であると同時に、普遍的価値を共有しており、インド太平洋地域及び国際社会が直面する様々な



日米豪共同訓練（掃海特別訓練）中の掃海母艦「うらが」に横付け中の豪海軍「ディアマンティナ」（19（令和元）年11月）

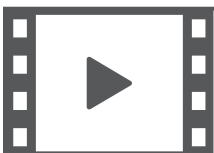
課題の解決のため、緊密に協力している。このような協力を効果的・効率的なものとするためには、地域の平和と安定のために不可欠な存在である米国を含めた日米豪3か国による協力を積極的に推進することが重要である。

07（平成19）年4月以降、計10回にわたって、3か国局長級会合である日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）が行われている。

Security and Defense Cooperation Forum

また、19（令和元）年6月、シャングリラ会合において、日米豪3か国防衛相会談を実施し、インド太平洋における3か国協力に関する共通の長期的ビジョンを明確化する戦略アクション・アジェンダに合意、公表した。

軍種間の主な交流として、19（令和元）年8月、陸幕長は、ハワイにおいて日米豪シニア・リーダーズ・セミナーに参加して米太平洋陸軍、米太平洋海兵隊及び豪陸軍のトップとの間で意見を交換し、インド太平洋地域の平和と安定のために平素から協力、連携していくことで認識を共有した。海自は、同年11月、日向灘において、米豪掃海艦艇計3隻と共に日米豪共同訓練（掃海特別訓練）を実施した。空自は、同年12月、ミクロネシア連邦などにおける人道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」を実施し、航空輸送、物料梱包及び物料投下訓練を実施した。また、20（令和2）年2月から3月にかけて、日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救援共同訓練「コープ・ノース」を共催した。



動画：日豪共同訓練「武士道ガーディアン」
URL：<https://youtu.be/TxKXkRFk5Rw>

このように、日米豪3か国間での様々な機会を通じて、相互理解及び相互運用性を高める努力が続けている。また、日米豪印での防衛協力も追求していくこととしている。

2 インド

Q 参照 資料34 (最近の日印防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間))

(1) インドとの防衛協力・交流の意義など

インドは、世界第2位の人口と、高い経済成長や潜在的経済力を背景に影響力を増しており、わが国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央に位置するなど、極めて重要な国である。また、インドとわが国は、普遍的価値を共有するとともに、アジア及び世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有しており、特別な戦略的グローバル・パートナーシップを構築している。このため、日印両国は「2+2」などの枠組みも活用しつつ、海洋安全保障をはじめとする幅広い分野において協力を推進している。

日印間の防衛協力・交流は、08 (平成20) 年10月に「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が署名されて以来着実に深化し、防衛大臣などの各レベルでの協議や、二国間及び多国間の訓練を含む軍種間交流などが定期的に行われている。14 (平成26) 年9月には日印防衛協力及び交流の覚書が、15 (平成27) 年12月には日印防衛協力・交流の制度上の基礎をさらに整備する日印防衛装備品・技術移転協定及び日印秘密軍事情報

保護協定がそれぞれ署名され、また、18 (平成30) 年10月には、日印物品役務相互提供協定 (日印ACSA) の交渉開始に合意し、地域やグローバルな課題に対応できるパートナーとしての関係とその基盤が強化されている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

19 (令和元) 年9月、岩屋防衛大臣 (当時) は、シン国防大臣との間で日印防衛相会談を実施した。同会談において両大臣は、日本とインドの間の戦略面及び防衛面での協力をさらに進化させることで一致するとともに、インド太平洋地域の平和と繁栄に向けて協力を推進するために初めてとなる日印外務・防衛閣僚会合「2+2」を実施する意向を確認した。また、18 (平成30) 年末までに全ての軍種間で共同訓練が実施されたことを含め、日印防衛当局間のあらゆるレベルで定期的に交流が行われていることを歓迎し、全ての軍種間で一層具体的な協力を目指し、防衛協力・交流を推進することで一致した。

19 (令和元) 年11月には、防衛相会談及び日印間で初となる第1回外務・防衛閣僚会合「2+2」を開催した。河野防衛大臣、茂木外務大臣、シン国防大臣、ジャイシャンカル外務大臣の4大臣は、会合において新たな安全保障上の課題の認識を共有し、08 (平成20) 年の「安全保障協力に関する共同宣言」及びこれに基づく安全保障協力を促進するための09 (平成21) 年の「行動計画」に基づく二国間の安全保障協力を進めることに対するコミットメントを改めて表明した。また、防衛当局間の日印共同訓練を定期的の実施してさらに拡充するために継続的な努力を行うことで一致し、日本における初の日印戦闘機共同訓練に向けた調整を進めることで一致した。また、海自とインド海軍の間の協力の深化に係る実施取決めにに基づき、情報交換が開始されたことを評価した。日印ACSAについては、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎し、早期の交渉妥結を目指すことで一致した。防衛装備・技術協力に関しては、事務レベル協議での生産的な議論に期待を表明するとともに、多国間協力や地域情勢についても意見交換を行った。第1回会合を踏まえ、意見交換を継続し



日印「2+2」(19 (令和元) 年11月)



インド陸軍参謀長と会談する湯浅陸幕長（19（令和元）年10月）

ていくことの重要性について認識を共有し、次回の閣僚級「2+2」を東京で開催することを決定した。また、19（令和元）年10月及び20（令和2）年1月、河野防衛大臣はシン国防大臣との間で電話会談を行い、インド太平洋地域の情勢等について意見交換を行った。

防衛装備・技術協力においては、18（平成30）年7月から「UGV⁴/ロボティクスのための画像による位置推定技術に係る共同研究」を継続している。さらなる案件の具体化に向け、17（平成29）年9月及び19（平成31）年2月の2回の日印・官民防衛産業フォーラムを開催した。

軍種間の主な交流については、20（令和2）年1月、統幕長が多国間フォーラム「ライシナ・ダイアログ2020」参加のため訪印し、シン国防大臣を表敬するとともに、同月に初代国軍参謀長に就任したラワット陸軍大将との間で初となる会談を実施した。会談においては、日印の地域情勢・安全保障環境に関して認識を共有するとともに、防衛協力・交流の深化について意見交換を実施した。19（令和元）年10月には、陸幕長が訪印し、また、同年12月にはラワット陸軍参謀長（当時）が訪日したことにより日印陸軍種トップ間の年内相互訪問を実現させた。また、20（令和2）年2月には、海幕長がインドを訪問し、海軍種の協力・交流や地域情勢について、幅広い意見交換を実施した。

演習・訓練などを通じた軍種間の交流も実施しており、19（令和元）年10月から11月にかけて、インド陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン



実動訓練「ダルマ・ガーディアン19」においてインド陸軍と連携する陸自隊員（19（令和元）年10月）

19」を、同年10月にはインド空軍との共同訓練「シンユウ・マイトゥリ19」を実施した。

日米印3か国では、17（平成29）年より海軍種の日米印共同訓練「マラバール」を実施しており、19（令和元）年9月には、「マラバール2019」を日本近海で主催するなど、日米印での協力を推進している。

また、18（平成30）年11月、初の日米印首脳会合が開催されたのに引き続き、19（令和元）年6月には第2回日米印首脳会談が開催された。同会談において3か国首脳は、複雑化する安全保障環境について認識を共有しつつ、FOIPの維持・推進における3か国の協力が極めて重要な意義を有することを確認した。また、海洋安全保障、宇宙・サイバー空間を含む様々な分野で協力を推進していくことで一致した。

3 東南アジア（ASEAN）諸国

高い経済成長を続け、「世界の開かれた成長センター」としての潜在力を世界各国から注目されているASEAN諸国とわが国は、50年近くに及ぶ交流の歴史と密接な経済関係を有する伝統的パートナーである。

わが国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国は、わが国及び地域全体の平和と繁栄の確保においても重要な役割を果たしており、地域協力の要となるASEANの中心性・一体性・強靱性の強化の動きを支援し

⁴ UGV（Unmanned Ground Vehicle）とは、陸上無人車両のことを指す。

VOICE

日印共同訓練「シンユウ・マイトゥリ19」に参加した隊員の声

航空自衛隊第1輸送航空隊第401飛行隊(愛知県小牧市)
飛行班員 2等空尉 館山 将季^{たてやま まさき}

私は、航空自衛隊第1輸送航空隊でC-130の操縦士として勤務しています。昨秋、インドで開催された日印共同訓練(通称、シンユウ・マイトゥリ19)に参加した際に感じたことをほんの僅かですが紹介します。因みにシンユウは「親友」、マイトゥリはヒンディー語で「友情」の意味です。

私にとって、国外訓練の参加もインドの訪問も初めてでした。インド空軍と共同訓練を行う上では気象特性の違いなどから当初は困惑しましたが、最終的には両国空軍の運用方法の違いなどを身をもって感じる事ができ、操縦士として貴重な経験となりました。また、訓練空域に向かう途中に、コックピットから日本では絶対に見られないような川幅の大河が広大な大地を悠然と流れているのを見ることができたのは、忘れられない思い出となっています。

インド空軍将校と同じ時間を過ごすことができた



相互搭乗による飛行訓練後の集合写真

ことも私にとって財産です。あまり知られていないかも知れませんが、インド空軍は、その人口に比してコンパクトな空軍です。だからこそ、そこで勤務する将校は正に選ばれたエリートであり、私は彼らの教養とユーモアに感銘を受けました。

このように他に代えがたい経験ができる国外訓練にいつか私と一緒に参加しませんか？

つつ、ASEAN諸国との間で安全保障・防衛分野における協力を強化し、信頼関係を増進することは重要である。

このような考えに基づき、ASEAN諸国との間では、ハイレベル・実務レベル交流を通じた信頼醸成及び相互理解の促進を行うとともに、能力構築支援、共同訓練、防衛装備・技術協力などの実質的な協力を推進している。また、ASEAN諸国との二国間協力に加え、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)やASEAN地域フォーラム(ARF)といった多国間の枠組みでの協力も強化しており、16(平成28)年11月の第2回日ASEAN防衛担当大臣会合で今後の日ASEAN防衛協力の指針として表明した「ビエンチャン・ビジョン」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって重点分野の全体像を初めて示したものであった。また、19(令和元)年11月、タイ

で開催された第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、河野防衛大臣は「ビエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表し、ASEAN側の大臣から歓迎の意が示された。

防衛省としては、こうした二国間・多国間の協力を積極的に促進し、インド太平洋地域の安全保障環境を安定化させる観点から、ASEAN諸国との防衛協力・交流の強化を図ることとしている。

Q 参照 本章1節3項(多国間における安全保障協力の推進)
本章1節4項(能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組)

資料35(最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

資料47(ビエンチャン・ビジョン2.0)

(1) インドネシア

インドネシアとの間では、防衛分野においても



動画：日ASEAN乗艦協力プログラム「ビエンチャン・ビジョン」に基づく事業
URL：<https://youtu.be/Mm9w7Y0B1i0>

VOICE

「ビエンチャン・ビジョン2.0」の発表と、ビジョン作成に携わった職員の声

内部部局防衛政策局国際政策課

防衛部員 石田 智範

防衛省・自衛隊は、16（平成28）年に日ASEAN防衛協力の指針として「ビエンチャン・ビジョン」を発表し、「法の支配」に基づく海洋秩序の実現を主眼に、ASEAN全体への寄与を目指した取組を展開してきました。その成果を踏まえて協力の方向性を更に敷衍したものが、昨年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合で打ち出された「ビエンチャン・ビジョン2.0」です。

その最大の特徴は、ASEANの強靱性（レジリエンス）に寄与するものとして日本の取組を捉え直した点です。多様な国々からなるASEANは、一体となって地域協力の進展に中心的な役割を果たすことによ

り、国際的な存在感を発揮していこうと懸命です。そのようなASEANの中心性と一体性を下支えするためにも、外部からの圧力や脅威に自律的に対処してそれを弾き返す、そうしたASEANの強靱性に寄与していくことが重要、との考えを打ち出しました。また、より高次の政策指針である「自由で開かれたインド太平洋」構想の文脈に、ビジョンを明示的に位置づけ直したことも大きなポイントです。

策定にあたっては、局内はもとより各幕、防衛研究所の専門家に至るまで文字通り全省的に検討を実施いただきました。その過程を通じ、ビジョンの先にある新たな施策についての検討も深まるなど、日ASEAN防衛協力の進展に確かな手ごたえを感じています。



「ビエンチャン・ビジョン2.0」が発表された、第5回日ASEAN防衛担当大臣会合の様子



会議中の筆者の様子

わが国と活発な協力・交流が行われており、15（平成27）年3月の日インドネシア首脳会談において、安倍内閣総理大臣とジョコ大統領は、海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの強化で一致し、日インドネシア「2+2」を開催することについて再確認した。同年12月に東京で初めて開催された同会合では、防衛装備品・技術移転協定の交渉の開始、多国間共同訓練「コモド2016」への積極的な参加、能力構築支援を進展させることなどで合意した。17（平成29）年1月の日インドネシア首脳会議の際に発出された共同声明では、日インドネシア「2+2」の定期開催や外務・防衛当局間協議の開催を含め、外務・防衛当局間の様々なレベルで対話を継続することの重要性が確認された。

19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、タイで開催された第6回ADMMプラスに際してプラボウオ国防大臣と会談した。会談においては、艦艇、航空機の寄港・寄航、多国間共同訓練「コモド」への自衛隊参加などの協力を進めていきたい意向を示したことに対し、プラボウオ国防大臣からは、これらを歓迎する旨述べられた。両大臣は、これらの協力を含め、防衛協力を幅広い分野で一層強化していくことで一致した。また、同年12月、河野防衛大臣は、再び、プラボウオ国防大臣との間で会談した。会談において両大臣は、両国の国防政策、地域情勢について意見交換するとともに両国共通の課題である人道支援・災害救援（HA/DR）の協力を進めること、教育分野での人的交流を引き続き進めていくことで一致した。

また、実務レベルでも、外務・防衛当局間協議、防衛当局間協議、各種教育・研究交流などの各種交流が行われている。

能力構築支援においては、19（令和元）年11月、インドネシアに対するHA/DRの能力構築支援事業を開始し、首都ジャカルタで同国軍関係者約100名に対してHA/DRセミナーを開催した。同セミナーにおいて、自衛隊の各種災害対処にかかわる知見を紹介し、自衛隊の能力について理解を獲得するとともに、インドネシア国軍の災害対処能力向上の促進を図った。

（2）ベトナム

約9千万の人口を擁する南シナ海の沿岸国であるベトナムとの間では、防衛当局間の協力・交流が進展している。14（平成26）年3月の日ベトナム首脳会談においては、両国関係を「広範な戦略的パートナーシップ」へと発展させることが合意され、また、18（平成30）年5月の日ベトナム首脳会談においては、安全保障及び防衛分野における協力を強化することが確認された。

同年4月の日ベトナム防衛相会談では、両国の今後の防衛協力をさらに推進すべく、「防衛協力に関する日ベトナム共同ビジョン（日越共同ビジョン）」に署名した。また、地域情勢について意見交換を行うとともに、南シナ海情勢に関して、軍事化を含む、現状変更の一方的行動の自制を求めるとともに、国際法に基づいた紛争の平和的解決、実効的な南シナ海における行動規範の早期妥結の重要性について一致した。

19（令和元）年5月には、岩屋防衛大臣（当時）が防衛大臣として約3年半ぶりにベトナムを訪問し、リック国防大臣との日ベトナム防衛相会談、フック首相への表敬及びナム海軍司令官との意見交換を実施した。防衛相会談では、18（平成30）年に発出した共同ビジョンを踏まえ、幅広い分野で日ベトナム防衛協力を進めていく方針を共有した。また地域情勢について、北朝鮮の非核化に向けて連携することで一致するとともに、南シナ海における一方的な現状変更及びその既成事実化に対する懸念を共有し、両国で連携していくことで一致した。加えて、防衛産業間協力の促進に係る

覚書に日ベトナム防衛当局間の次官級で署名し、本覚書に基づき、両国の防衛装備・技術協力の促進を図ることで一致した。また、19（令和元）年7月の日越首脳ワーキングランチにおいて、防衛装備品・技術移転協定の正式交渉を開始することで一致した。同年11月には、防衛審議官がベトナムを訪問し、リック国防大臣への表敬及びヴィン国防次官との次官級協議を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。また、ADMMプラスの枠組みで行われている専門家会合（EWG）Experts' Working Groupにおいては、20（令和2）年から23（令和5）年までの間、わが国とベトナムがPKO分野の共同議長国を務めることとなっている。

軍種間の主な交流については、20（令和2）年3月、統幕長がベトナムを訪問し、リック国防大臣を表敬したほか、ザン総参謀長と会談を行い、日越共同ビジョンに基づく防衛協力・交流の促進について合意するとともに、地域を取り巻く安全保障環境について認識を共有した。また、19（令和元）年7月、ズン陸軍軍事科学学院長以下4名が陸自情報学校を訪問、同年10月には、インド陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン19」に参加した陸自及び空自隊員がダナンの部隊を訪問して交流を深めた。同年12月には、海幕長がベトナムを訪問し、ナム海軍司令官と会談を行い、海軍種間の関係強化について認識を共有した。

能力構築支援においては、空自が19（令和元）年8月、ハノイにおいて、ベトナム人民軍サイバーセキュリティ要員18名に対し、過去2回実施したサイバーセキュリティ教育内容の定着度を確認することを目的にフォローアップセミナーを実施した。また、同年12月、ダナン入港中の掃海母艦「ぶんご」艦上において、ベトナム人民海軍約30名に対し、海自の水中不発弾処分に関するワークショップを開催した。参加者は、同艦乗員から海自の水中不発弾処分の体制、海自水中処分員の処分手順の説明を受け、また、同艦内各種装備の研修を実施した。

今後も、防衛協力・交流の覚書などを基礎として、より具体的・実務的な協力を実現すべく、関係を強化することが重要である。

(3) シンガポール

シンガポールは09（平成21）年12月、東南アジア諸国の中で、わが国との間で最初に防衛交流に関する覚書に署名した国である。この間、覚書に基づき寄港を含めた協力関係が着実に進展している。また、シンガポールとの間では、定期的に防衛当局間協議を行っており、これまで15回の開催実績があるほか、英国国際戦略研究所（IISS）the International Institute for Strategic Studiesが主催するシャングリラ会合には、ほぼ毎年防衛大臣が参加し、わが国の安全保障政策について説明するなど、ハイレベル交流も活発に行われている。19（令和元）年11月には、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際してウン国防大臣と会談を行った。両大臣は、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、ハイレベル交流や艦艇・航空機の寄港・寄航などの協力を進めていくとともに、北朝鮮や南シナ海などの地域情勢について意見交換を行い、協力を進めていくことで一致した。このほか、20（令和2）年2月、防衛審議官がシンガポールを訪問し、チャン国防次官との会談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。

軍種間の主な交流については、19（令和元）年7月、コー陸軍司令部訓練参謀部長を団長とする代表団が訪日し、第12回日シンガポール幕僚懇談を実施して、今後の陸軍種間交流の具体化を図った。また、海軍種間では、海賊対処行動部隊が、19（令和元）年中だけでも、進出・帰投時に4回のシンガポールへの寄港・寄航を行った。同年5月には、インド太平洋方面派遣訓練に従事中の護衛艦「いずも」及び「むらさめ」が、ADMMプラス海洋安全保障実動訓練を実施しつつシンガポールに寄港し、同地で開催中であった国際海洋防衛



シンガポール空軍司令官と懇談する丸茂空幕長（19（令和元）年10月）

装備展示会（IMDEX Asia 2019）に参加したほか、艦上レセプションや親善訓練を実施した。さらに、これら護衛艦の寄港に合わせて海幕長がシンガポールを訪問し、IMDEX Asia 2019において講演するなどした。同年10月には、空幕長がシンガポールを訪問し、コン空軍司令官と懇談して軍種間の防衛及び安全保障に関する意見交換を行った。そのほか、国連PKOや海賊対処活動などの国際協力業務遂行に際した寄港や軍種間交流も積極的に行われている。

(4) フィリピン

南シナ海の沿岸国であり、米国の同盟国でもあるフィリピンとの間では、ハイレベル交流のほか、艦艇の訪問や防衛当局間協議をはじめとする実務者交流、軍種間交流が頻繁に行われている。15（平成27）年1月の中谷防衛大臣とガズミン国防大臣（いずれも当時）との日比防衛相会談では、日比防衛協力・交流に関する覚書の署名が行われ、防衛相会談・次官級協議の定期的な実施、統幕長をはじめとする各幕僚長とフィリピン国軍司令官及び各軍司令官の間の相互訪問、訓練・演習への参加のほか、海洋安全保障をはじめとする非伝統的安全保障分野における協力を実施することとした。

また、同年11月の安倍内閣総理大臣とアキノ大統領（当時）との日比首脳会談では、防衛装備品・技術移転協定について大筋合意に達し、16（平成28）年2月に同協定が署名された。

さらに、16（平成28）年9月の日比首脳会談において、安倍内閣総理大臣とドゥテルテ大統領はHA/DR、輸送及び海洋状況把握にかかるフィリピンの能力向上を図るため、海自TC-90練習機の移転などについて合意し、17（平成29）年3月には2機、18（平成30）年3月には3機を引き渡し、フィリピン海軍へ計5機のTC-90の移転が完了した。

また、18（平成30）年6月のシャングリラ会合で行われた小野寺防衛大臣（当時）とロレンザーナ国防大臣との日比防衛相会談において、陸自で不用となったUH-1Hの部品などのフィリピン空軍への無償譲渡が確認され、19（平成31）年3月

から部品などの引渡しを開始し、同（令和元）年9月に引渡しを完了した。

同（平成31）年4月、岩屋防衛大臣（当時）とロレンザーナ国防大臣との日比防衛相会談において、両大臣は、TC-90及びUH-1Hの部品などの無償譲渡などの協力が順調に進展しており、このような協力が、フィリピンのHA/DRや警戒監視能力の向上に貢献していることを歓迎した。また、艦艇の寄港をはじめとする日比防衛協力が幅広い分野で進展していることを確認し、今後も防衛協力を一層強化していくことで一致した。

17（平成29）年6月の護衛艦「いずも」への乗艦に続き、18（平成30）年9月、インド太平洋方面派遣訓練のためスービック港に寄港中の護衛艦「かが」にドゥテルテ大統領が乗艦し、大野防衛大

臣政務官（当時）と日フィリピンの二国間関係について意見交換を実施するなど、ハイレベル交流も深化している。また、19（令和元）年11月には、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際して



ADMMプラスにおいてフィリピン国防大臣と会談する
河野防衛大臣（19（令和元）年11月）

VOICE フィリピン軍の災害対処能力の向上を

陸上自衛隊第4後方支援連隊（福岡県春日市）

衛生隊長 3等陸佐 おくにし よしかず 奥西 由和

19（令和元）年6月30日から7月4日にかけて、フィリピン軍に対する能力構築支援事業のセミナーに参加し、陸上自衛隊が保有する人命救助システムの器材展示・説明を行いました。人命救助システムは、阪神淡路大震災の活動教訓を踏まえ全国の陸上自衛隊に配備され、その後の災害派遣でも使用されています。私は、派遣要員5名のリーダーとして西部方面隊の災害派遣の取組や実績などの説明を、また、隊員は、各種器材の使用手法や災害現場を想定した救助訓練のデモンストレーションを行いました。

2019年度インド太平洋方面派遣訓練（IPD19）の一環としてフィリピンに寄港中の海上自衛隊護衛艦「いずも」内で行われた同セミナーは、フィリピン

軍関係者のみならず、同国政府関係者の皆さんにも研修して頂く貴重な機会でしたので、出国前には限られた展示場所と時間内での説明要領、特に、英語での伝え方、器材の効果的な見せ方について徹底したリハーサルを重ねました。また、今後フィリピン軍に同様の器材が導入される予定でもあるため、正確な説明を心がけました。

その結果、研修者から器材の性能・用途及び具体的な使用場面について高い関心が示されるとともに、災害派遣の態勢や人命救助の訓練などについて意見交換を行うことができ大変有意義な機会となりました。自然災害の多い同国で人命救助システムが有効に使用されるよう、今後機会があれば配備予定部隊に対する教育にも携わっていきたいと思います。



発表する筆者



器材の使用手法などを説明する隊員

ロレンザーナ国防大臣と会談を行った。河野防衛大臣は、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、艦艇・航空機の寄港・寄航、米比共同訓練への自衛隊参加を含む日米比三カ国協力の推進、ハイレベル交流を含む人的交流、防衛装備・技術協力などの協力を進めていきたい意向を示したことに對し、ロレンザーナ国防大臣からこれらを歓迎する旨述べられた。両大臣は、これらの協力を含め、防衛協力を幅広い分野で一層強化していくことで一致した。また、19（令和元）年11月には、防衛審議官がフィリピンを訪問し、ルナ国防次官との次官級協議を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。

軍種間の主な協力・交流については、19（令和元）年12月、統幕長が防衛省においてクレメント参謀総長（当時）と懇談し、FOIPの推進及び両国の防衛協力・交流の重要性について再確認した。同年10月、陸自水陸機動団などは、米比共同訓練「カマンダグ19」に参加し、国際緊急援助隊派遣時におけるHA/DRにかかる能力の向上を図るとともに日米及び日比防衛協力の強化を図った。同年9月、護衛艦「あさぎり」は、フィリピンのスービック港及び同周辺海空域において、フィリピン海軍との共同訓練を実施し、戦術技量の向上、相互理解及び信頼関係の促進を図った。同年10月には、米比共同訓練「サマサマ」に哨戒機P-3C2機が初参加し、日米比海軍種間の連携強化を図っ



米比共同訓練「カマンダグ19」において
諸外国軍と調整する陸自隊員（19（令和元）年10月）

た。同年7月、空自航空支援集団は、C-1による国外運航訓練を実施し、フィリピンのベント・エブエン空軍基地などにおいて運行要員の国外任務遂行能力の向上を図るとともに、フィリピン空軍との部隊間交流を実施した。

能力構築支援においては、19（令和元）年7月、海自インド太平洋方面派遣訓練におけるフィリピンへの護衛艦の寄港に合わせ、HA/DRに係るセミナーを実施した。

Q 参照 IV部2章5節3項（新たな防衛装備・技術協力の構築）

（5）タイ

タイとの間では、早くから防衛駐在官の派遣や防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な関係のもと、防衛協力・交流の長い歴史を有している。また、防衛大学校への留学生の受入れについては、1958（昭和33）年に初めて外国人留学生として受け入れたのがタイ人学生であり、その累計受入れ数も最多である。

また、防衛省・自衛隊は、05（平成17）年から米タイ共催の多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」に継続的に参加しており、20（令和2）年においても、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド20」に参加して、在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上を図った。

また、19（令和元）年11月には、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際してプラユット首相兼国防大臣と会談を行った。会談において河野防衛大臣は、艦艇・航空機の寄港・寄航、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」への参加、政策協議の実施などの協力を進めていきたい意向を示したことに對し、プラユット首相兼国防大臣からは、これらを歓迎する旨述べられた。両大臣は、日タイ防衛協力・交流に関する覚書への両大臣による署名を踏まえ、防衛協力を幅広い分野で一層強化していくことで一致した。20（令和2）年2月から3月には、防衛審議官がタイを訪問し、「コブラ・ゴールド20」を視察するとともに、国防省



動画：多国間共同訓練「コブラ・ゴールド20」
URL：<https://youtu.be/-NSkcCEd5Ag>

政策企画局長との懇談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。

軍種間の主な交流については、20（令和2）年3月、統幕長がタイ王国を訪問し、「コブラ・ゴールド20」を視察するとともに、シャイシャン国防副大臣への表敬及びポンピパット国軍司令官との会談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流の強化について認識を共有した。陸軍種間では、19（令和元）年8月、第2回目となる日タイ幕僚懇談を実施し、今後の陸軍種間交流の具体化を図った。

能力構築支援においては、16（平成28）年以降、飛行安全及び国際航空法分野におけるセミナーなどを実施しており、18（平成30）年3月にはタイ軍に対し、UNMISS司令部の特性、施設任務などの留意事項などについてセミナーを実施した。また、同年6月には陸自施設部隊がUNMISS撤収時に無償で国連に譲渡した浄水装置の維持・管理要領の研修を実施し、タイ軍のPKO派遣準備を支援した。19（平成31）年3月には、空自が飛行安全分野における能力構築支援を実施した。

（6）カンボジア

カンボジアは、92（平成4）年にわが国として初めて国連PKOに自衛隊を派遣した国である。また、13（平成25）年から能力構築支援を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展している。同年12月の日カンボジア首脳会談において、両国関係は戦略的パートナーシップへと格上げされ、会談後、小野寺防衛大臣（当時）は日カンボジア防衛協力・交流の覚書に署名を行った。17（平成29）年9月、小野寺防衛大臣（当時）はティア・バニュ副首相兼国防大臣と会談し、地域情勢について意見交換を行うとともに、日カンボジア防衛協力が能力構築支援や軍種間交流など幅広い分野で進展していることを高く評価した。

軍種間の主な交流については、20（令和2）年2月、陸幕長がカンボジアを訪問し、フン・セン首相、ティア・バニュ副首相兼国防大臣及びボン・ピセン王国軍総司令官への表敬並びにフン・マネット陸軍司令官との会談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流の推進について認識を共有した。



カンボジア陸軍司令官と会談する湯浅陸幕長（20（令和2）年2月）

能力構築支援においては、17（平成29）年7月、18（平成30）年5月及び19（令和元）年6月から7月にかけて、陸自がカンボジア軍工兵部隊に対して、施設活動（測量教官の育成）に関する教育を実施し、19（令和元）年7月の修了式には防衛審議官が参加するなど協力強化に取り組んできた。防衛審議官は、同修了式への参加にあわせ、ティア・バニュ副首相兼国防大臣への表敬及びニアン・パート国防長官との会談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。

（7）ミャンマー

ミャンマーとの間では、11（平成23）年3月の民政移管後、事務次官がミャンマーを初訪問したほか、わが国側主催の多国間会議にミャンマーからの参加を得る形で交流を発展させてきた。13（平成25）年11月には、第1回防衛当局間の協議をネーピードーで開催した。14（平成26）年11月には、江渡防衛大臣（当時）が第1回日ASEAN防衛担当大臣会合に出席するため、議長国であったミャンマーを訪問し、その際にウェイ・ルイン国防大臣（当時）と会談し、防衛交流を促進することを確認した。

また、日本財団の主催により、14（平成26）年から始まった「日ミャンマー将官級プログラム」では、同国軍の将官級軍人を招へいし、自衛隊施設の視察が実施されている。19（令和元）年10月にはミン・アウン・フライン国軍司令官が初めて統幕長を訪問し、FOIPのもと、自衛隊とミャンマー軍との防衛協力・交流の推進について確認した。同月、安倍内閣総理大臣は、訪日中の同司令

官の表敬を受けた。安倍内閣総理大臣からミャンマー国軍と自衛隊の長い友好の歴史に基づき、今後のさらなる協力の発展に期待する意向を示したことに對し、同司令官から、ミャンマー国軍近代化のため、自衛隊に協力してほしい旨述べられた。また、同年11月、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際してセイン・ウィン国防大臣と会談を実施し、防衛協力を幅広い分野で一層強化していくことで一致し、地域情勢について意見交換を行った。

能力構築支援においては、空自が18（平成30）年10月、19（平成31）年1月及び同（令和元）年9月、航空気象分野におけるセミナーを実施し、ミャンマー空軍の気象部隊設立を支援している。また、潜水医学分野においても、18（平成30）年12月、ミャンマー海軍に対してセミナーを実施した。さらに、同年5月からはミャンマー国軍士官学校日本語学科において、日本語教育環境整備支援を開始した。

（8）ラオス

わが国は、14（平成26）年から、ラオスと共にADMMプラスにおけるHA/DR-EWGの共同議長を務め、マルチの枠組みにおける協力を通じ、日ラオス防衛当局間の関係は大きく進展した。16（平成28）年11月には、稲田防衛大臣（当時）がわが国の防衛大臣として初めてラオスを訪問し、チャンサモーン国防大臣との間でハイレベル交流や能力構築支援など、さらなる防衛協力の方策について意見交換を実施し、防衛協力・交流を推進することで一致した。また、防衛当局間の日ラオス防衛協力・交流の覚書への署名についても一致し、18（平成30）年12月、防衛審議官がラオス国防省を訪問し、カムシー国防次官と会談を行った際にも覚書の早期作成に向け協力していくことで一致した。

また、19（令和元）年10月、山本防衛副大臣は、第11回ASEAN防衛当局次官級会合の特別講演者として招へいされていたオンシー国防副大臣と会談した。会談後、「日本国防衛省とラオス国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書」への署名が行われ、両副大臣は、今後、覚書に基づき、

HA/DRをはじめ幅広い分野で防衛協力を具体化していくことで一致した。

能力構築支援においては、18（平成30）年11月に陸自がラオス陸軍工兵部隊及び衛生部隊に対してHA/DR分野に関する実技教育を実施した。また、19（令和元）年10月にはこれらの部隊を初めて日本に招へいし、災害対応指揮所などでの研修のほか、陸自松本駐屯地において陸自隊員の指導のもと、搜索救援・衛生分野の訓練計画の作成にかかる教育を実施した。さらに、同年11月には、陸自隊員を現地に派遣し、ラオス軍の実施する搜索救助・衛生分野の教育訓練に対して指導を行った。

（9）マレーシア

マレーシアとの間では、18（平成30）年4月、防衛装備品・技術移転協定に署名した。また、同年9月にはモハマド国防大臣（当時）が訪日し、小野寺防衛大臣（当時）とともに日マレーシア防衛協力・交流の覚書に署名した。署名後の防衛相会談では、今後、覚書に基づき、軍種間交流をはじめ幅広い分野で防衛協力を具体化していくことで一致した。また、19（令和元）年12月、河野防衛大臣は、カタールで開催された第19回ドーハ・フォーラムに際してモハマド国防大臣（当時）と会談を行った。会談において河野防衛大臣から、同年11月に発表した「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、マレーシアとの防衛協力・交流を一層促進したい意向を示したことに對し、モハマド国防大臣（当時）から、同ビジョンを歓迎する旨述べられた。両大臣は、18（平成30）年4月に日マレーシア間で「防衛装備品・技術移転協定」が締結されたことを踏まえ、今後、防衛装備・技術協力を進めていくとともに教育分野での人的交流を進めていくことで一致した。また、20（令和2）年2月、防衛審議官は、マレーシアを訪問し、リュウ・チン・トン国防副大臣（当時）への表敬を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。

軍種間の交流については、19（令和元）年10月、空幕長がマレーシアを訪問し、アフエンディ空軍司令官（当時）との会談を行い、空軍種間の関係強化について意見交換を行った。



マレーシア空軍司令官と会談する丸茂空幕長（19（令和元）年10月）

能力構築支援においては、19（令和元）年5月、インド太平洋方面派遣訓練におけるマレーシアへの護衛艦の寄港に合わせHA/DRセミナーを実施した。

(10) ブルネイ

ブルネイとの間では、13（平成25）年8月、同国で開催された第2回ADMMプラスの際、小野寺防衛大臣がヤスミン首相府エネルギー大臣（いずれも当時）と会談を行い、ADMMプラスの取組について意見交換を行った。20（令和2）年3月には、防衛審議官がブルネイを訪問し、ハルビ第2国防大臣への表敬及びシャフリル国防次官との会談を行い、地域情勢や両国の防衛協力・交流に関する意見交換を行った。軍種間の交流については、19（平成31）年2月、海幕長がブルネイを訪問してノラズミ海軍司令官（当時）との会談を行い、艦艇の相互訪問など海軍種間のさらなる関係強化について合意した。また、20（令和2）年2月、防衛審議官がブルネイを訪問して、ハルビ第2国防大臣へ表敬し、二国間防衛協力をさらに発展させていくことで一致した。

4 韓国

(1) 韓国との防衛協力・交流の意義など

日韓両国が直面している安全保障上の課題は、

北朝鮮の核・ミサイル問題をはじめ、テロ対策や、大規模自然災害への対応、海賊対処、海洋安全保障など、広範かつ複雑なものとなっている。

他方、日韓防衛当局間にある課題が日韓の防衛協力・交流に影響を及ぼしている。その例として、18（平成30）年10月、韓国主催国際観艦式における海自の自衛艦旗⁵をめぐる韓国側の対応、同年12月の韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射事案⁶、日韓GSOMIAに関する対応がある。防衛省・自衛隊としては、こうした懸案について引き続き韓国側に適切な対応を求めていくこととしている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

ア 全般

19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際して鄭景斗^{チョン・ギョンドウ}韓国国防部長官と会談を行い、18（平成30）年来、日韓の間には様々な課題が生じ、両国間の防衛当局間においても非常に厳しい状況が続いているが、両国を取り巻く安全保障環境が大変厳しい状況である中で、日韓・日米韓の連携は極めて重要であり、日韓防衛当局間の意思疎通を継続していく旨を確認した。

イ 日韓GSOMIAについて

日韓の防衛当局間において、14（平成26）年12月に署名した日米韓情報共有に関する防衛当局間取決めにに基づき、米国を経由する形で北朝鮮の核・ミサイルに関する秘密情報の交換・共有を行ってきた。一方、北朝鮮により頻繁に繰り返される弾道ミサイルの発射や核実験など、北朝鮮を巡る情勢がさらに深刻化していることを踏まえ、日韓間の協力をさらに進めるべく、16（平成28）年11月、日韓GSOMIAを締結した。これにより、日韓政府間で共有される秘密軍事情報が適切に保護される枠組みが整備された。19（令和元）年8月には、韓国政府から、同協定を終了させる旨の書面による通告があったが、同年11月、韓国政府

⁵ 海自の自衛艦旗については、防衛省HPを参照（<https://www.mod.go.jp/j/publication/shiritai/flag/index.html>）

⁶ 18（平成30）年12月、能登半島沖（わが国排他的経済水域内）において警戒監視中の海自P-1哨戒機が韓国海軍「ファンゲト・デワン」級駆逐艦から火器管制レーダーを照射されるという事案が発生した。防衛省は本件事案を重く受け止め、19（平成31）年1月に客観的事実を取りまとめた最終見解を公表し、韓国側に再発防止を強く求めている。なお、自衛隊の哨戒機は、十分な高度と距離を確保して飛行しており、韓国の艦艇に脅威を与えるような飛行は行っていない。防衛省としては、今後とも安全に十分配慮しつつ、警戒監視及び情報収集に万全を期していく。なお、詳細については、防衛省HPを参照（<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2019/01/21x.html>）

から、同通告の効力を停止する旨の通告があった⁷。韓国政府がこのような決定を行ったことに対し、河野防衛大臣から、東アジアの安全保障環境が厳しい中で、日米、日韓及び日米韓の連携が重要であり、そのような状況を韓国側も戦略的に考えた決定と考えている旨をコメントしている。

Q 参照 資料36（最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

（3）日米韓の協力関係

日米韓3か国は、この地域の平和と安定に関して共通の利益を有しており、機会を捉えて緊密に連携を図っていくことが、北朝鮮問題を含めた様々な安全保障上の課題に対処する上で重要である。

日米韓3か国では、例年、シャングリラ会合に際して日米韓防衛相会談を実施しており、19（令和元）年6月、岩屋防衛大臣はシャナハン米国防長官代行（いずれも当時）及び鄭景斗^{チョン・ギョンドウ}韓国国防部長官と日米韓3か国防衛相会談を実施し、北朝鮮の完全な非核化を検証可能なかつ不可逆的な方法で求める、全ての関連国連安保理決議に従って、北朝鮮が国際的な義務を完全に遵守することが、国際社会の共通目標であることを確認した。また、北朝鮮による違法な「瀬取り」を抑止し、中断させ、最終的に撲滅するための持続的な国際協力を含む、北朝鮮に関連する国連安保理決議の完全かつ厳格な履行のため、国際社会と連携していくことでも一致した。地域安全保障問題に関しては、航行及び上空飛行の自由が確保されなければならない、全ての紛争は、国際法の原則に従って、平和的手段により解決されるべきであることを再認識し、その上で3か国間の安全保障協力を強化していくことで一致した。また、19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、第6回ADMMプラスに際して実施した日米韓防衛相会談において、北朝鮮の完全な非核化及び弾道ミサイルの放棄を検証可能な、かつ、不可逆的な方法で求めるという国際社会の共通目標、安保理決議の完全な履行の重要性、法の支配に基づく秩序の重要性などの共通



米統合参謀本部議長、韓国合同参謀本部議長と会談する
山崎統幕長（19（令和元）年10月）

認識を共有し、情報共有、ハイレベルの政策協議、共同訓練を含む、3か国の安全保障協力を促進することに合意した。

実務レベルでは、日米韓防衛実務者協議（DTT）の枠組みにおける局長級・課長級の協議及びテレビ会議の実施、日米韓参謀総長級会談などを通じて、様々なレベルで緊密に情報共有を図りつつ連携してきている。

20（令和2）年5月には、局長級の全体会合がテレビ会議形式で実施され、北朝鮮情勢を含む地域における安全保障上の課題について議論した。3か国の代表は、北朝鮮に関連する国連安保理決議の完全な履行のため、日米韓3か国及び国際社会との連携が重要であることを確認するとともに、新型コロナウイルスへの各国の対応状況等についても意見交換を行った。

軍種間の交流として、19（令和元）年10月、統幕長が米国を訪問し、日米韓参謀総長級会議に参加した。本会談には、統幕長のほかミリー米統合参謀本部議長、パク韓国合同参謀本部議長などが参加し、北東アジアの平和と安定を促進する観点から日米韓3か国の防衛協力について議論した。また、同年7月、統幕及び陸自化学学校隊員が、釜山において韓国主催の拡散に対する安全保障構想（PSI）訓練「イースタン・エンデバー19」に参加した。同訓練には防衛省・自衛隊のほか外務省、警察庁及び海上保安庁が参加し、大量破壊兵器等の拡散阻止にかかる活動要領の演習などを参加国

⁷ 日韓GSOMIAにおける協定の終了に関する規定は、以下のとおり。

第二十一条 効力発生、改正、有効期間及び終了（抜粋）

3 この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

関係機関と実施し、関係機関との連携強化及び参加国関係機関との相互理解の深化を図った。

今後も様々な機会を活用して、あらゆる分野において日米韓3か国の安全保障協力を強化していくことが求められている。

5 欧州諸国、カナダ及びニュージーランド

欧州諸国、カナダ及びニュージーランドは、わが国と普遍的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。そのため、これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国と欧州諸国、カナダ及びニュージーランドの双方にとって重要である。

Q 参照 資料37（最近の欧州諸国、カナダ及びニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

(1) 英国

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国として戦略的利益を共有している。このような観点から、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対処などのグローバルな課題における協力や地域情勢などに関する情報交換を通じ、日英間で協力を深めることは、わが国にとって非常に重要である。

英国との間では、12（平成24）年6月に防衛協力のための覚書が取り交わされたのに続き、13（平成25）年7月に防衛装備品・技術移転協定が発効したほか、14（平成26）年1月には日英情報保護協定が発効し、二国間の防衛装備・技術協力及び情報共有の基盤が整備されている。14（平成26）年5月の日英首脳会談において、両首脳は、安全保障分野の協力強化のため、日英「2+2」の開催、ACSAの交渉開始などについて一致した。17（平成29）年1月には、日英ACSA⁸への署名



英海軍測量艦「HMS エンタープライズ」と親善訓練する護衛艦「てるづき」（19（令和元）年10月）

が行われ、同年4月の国会承認を経て同年8月に発効した。これにあわせて関連する国内法令も整備された。日英ACSAの発効により、共同訓練や大規模災害対処などにおいて、自衛隊と英軍との間で、水・食糧・燃料・輸送などの物品や役務を統一的な手続により相互に融通することが可能となり、日英間の戦略的パートナーシップが一層円滑・強固なものとなった。また、17（平成29）年8月の日英首脳会談の際に発表された「日英安全保障共同宣言」においては、二国間の安全保障協力に関する関係当局間の具体的措置を伴う行動計画を策定することで一致し、19（平成31）年1月の際の日英首脳会談では、同宣言を再確認した上で、日英関係が次の段階に引き上げられたことを確認した。17（平成29）年12月の第3回日英「2+2」においては陸自と英陸軍の共同訓練の実施、英海軍艦艇のインド太平洋地域への展開及び共同訓練の実施や共同による新たな空対空ミサイルの共同研究の進展などが共同声明に盛り込まれた。また、19（令和元）年11月には、河野防衛大臣は、ウォレス国防大臣と電話会談を実施した。両大臣は、二国間の防衛協力・交流や両国を取り巻く安全保障情勢などについて意見交換を行ったほか、河野防衛大臣から中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明するなど、両国の安全保障協力は着実に深化している。

軍種間の主な交流については、19（令和元）年9月から10月にかけて、陸自中央音楽隊は、英国

⁸ 対象となる活動として、①共同訓練、②国際連合平和維持活動、③国際連携平和安全活動、④人道的な国際救援活動、⑤大規模災害への対処、⑥在外邦人等の保護措置及び輸送、⑦連絡調整その他の日常的な活動、⑧それぞれの国内法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動が挙げられている。



英空母「クイーンエリザベス」艦上において米海軍作戦本部長及び英第1海軍卿と意見交換する山村海幕長（19（令和元）年11月）

が豪州で主催する「ロイヤル・エディンバラ・ミリタリー・タトゥ」軍楽祭に参加するパプアニューギニア（PNG）軍楽隊を支援し、同軍楽隊の演奏技術の向上、日英豪PNG軍種間の関係強化及びわが国の国際社会における信頼性の向上に寄与した。また、同年5月には、英陸軍が実施するUNMISS派遣前訓練を支援し、日英陸軍種間でのPKO分野における専門家交流が初めて実現した。また、同年9月から10月にかけて英陸軍との共同訓練「ヴィジラント・アイルズ」を実施し、戦術技量の向上及び英軍との連携強化を図った。海自については、同年10月に英国海軍測量艦HMS「エンタープライズ」との親善訓練を行った。また、同年11月には、海幕長が訪米し、英空母「クイーンエリザベス」艦上において、ギルデイ米海軍作戦本部長及びラダキン英第1海軍卿とともに、海洋秩序を維持し、国際社会をリードする役割を果たすための協力深化の方向性について意見交換を実施し、共同声明を発出した。空自については、20（令和2）年1月、空幕長が英国を訪問し、同国空軍参謀長などと意見交換を実施した。

（2）フランス

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に影響力を持つ大国であるとともに、インド洋及び太平洋島嶼部に領土を保有する関係上、インド太平洋地域に常続的な軍事プレゼンスを有する欧州唯一の国であり、わが国と歴史的にも深い関係を持つ特別なパートナーである。

14（平成26）年1月には、パリで第1回日仏「2＋2」が開催され、同年7月にはル・ドリアン国

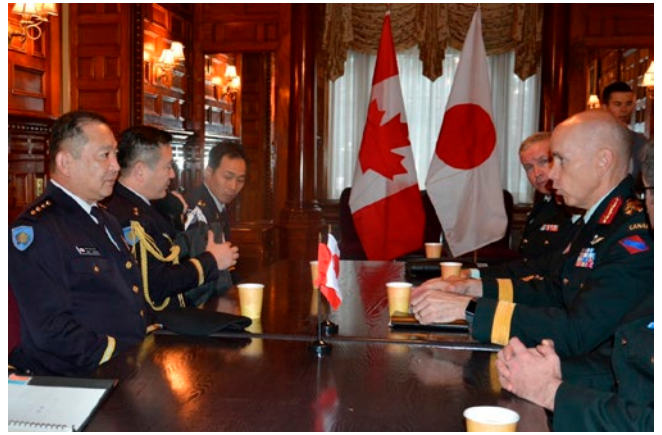
防大臣（当時）が訪日し、防衛協力・交流に関する意図表明文書が署名された。15（平成27）年から18（平成30）年の間において4回の「2＋2」が開催されており、国際テロ、海洋安全保障、防衛装備・技術協力、日仏ACSA、共同訓練、宇宙分野での協力、途上国の能力構築支援にかかる連携など協議が行われた。

これらを契機として、15（平成27）年3月には日仏防衛装備品・技術移転協定の署名が行われたほか、17（平成29）年3月には、第2回日仏包括的宇宙対話が開催され、「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握にかかる情報共有に関する技術取決め」に署名した。また、18（平成30）年7月には日仏ACSAへの署名が行われ、19（令和元）年5月の国会承認を経て、同年6月に発効した。

19（平成31）年1月、フランス・ブレストで開催された第5回日仏「2＋2」では、共に「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国が、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化に向け、具体的な協力を推進し、特に海洋分野での協力を具体化すべく、日仏包括的海洋対話を立ち上げることを決定した。また、次世代機雷探知技術に係る共同研究の開始を歓迎し、インド洋に展開する空母「シャルル・ド・ゴール」との日仏共同訓練や東南アジア諸国や太平洋島嶼国における能力構築支援などの協力を推進するとともに、日仏サイバー協議、日仏包括的宇宙対話を通じてサイバー・宇宙分野での協力を一層強化していくことを確認した。これらのイニシアティブに基づき、19（令和元）年5月、インド洋において空母「シャルル・ド・ゴール」と共に日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」を実施した。また、19（令和元）年9月には、第1回日仏包括的海洋対話が開催された。さらに、「瀬取り」を含む違法な海上活動への警戒監視のため、フランスが本年上半期に艦艇及び航空機を派遣することを決定したことを高く評価し、両国が引き続き緊密に連携することを確認した。また、同年11月、河野防衛大臣は、バーレーンで開催された第15回マナーマ対話に際して、また20（令和2）年2月、ドイツで開催されたミュンヘン安全保障会議に際してパルリ軍事大臣と会談



マナーマ対話においてフランス軍事大臣と会談する
河野防衛大臣（19（令和元）年11月）



カナダ陸軍司令官と会談する湯浅陸幕長（19（令和元）年10月）

を行った。それぞれの会談で、両大臣は、日仏防衛協力が進展していることを歓迎し、来るべき「2+2」の東京開催に向け、緊密に調整していくことを確認するとともに、引き続き、自由で開かれたインド太平洋を推進するパートナーとして、具体的な協力を進めていくことで一致した。

軍種間における主な交流として、自衛隊は、14（平成26）年からニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR訓練（「赤道」）に参加しており、18（平成30）年8月には海自練習艦隊による仏補給艦「ソナム」とのブレストにおける親善訓練が実施された。同年9月には日仏海軍参謀長間で、今後、太平洋地域のみならずインド洋方面においても協力を強化していくことで一致した「戦略的指針」が署名された。また、19（令和元）年8月には、仏領ポリネシア沖において海自練習艦隊と仏海軍による親善訓練を実施した。さらに、同年6月に実施されたパリ・エアショーにC-2輸送機を初めて参加させるとともに、20（令和2）年1月には、空幕長が仏を訪問し、空軍参謀長などと意見交換を実施したほか、同年5月、日仏空軍参謀長間で「戦略的指針」に署名し空軍種間協力を強化していくことで一致した。

(3) カナダ

カナダとの間では、18（平成30）年4月に日加ACSAの署名が行われ、19（令和元）年5月の国会承認を経て、同年7月に発効したほか、これまで、ハイレベル交流や防衛当局間協議などが行われてきた。直近では、18（平成30）年12月に第4回日カナダ次官級「2+2」対話を開催し、日加間

での協力をこれまで以上に強化していくことを確認した。

日加修好90周年である19（令和元）年6月、岩屋防衛大臣（当時）は、カナダの国防大臣として13年ぶりに訪日したサージャン国防大臣と3年ぶりの日加防衛相会談を行った。同会談では、日加ACSAの署名や北朝鮮の「瀬取り」に対する警戒監視活動での協力をはじめとする関係の深化を歓迎し、今後も特に海軍種間で様々な機会を捉えて共同訓練などを実施することで一致したほか、平和維持分野の協力の具体化に向けて取り組むことで一致した。また、朝鮮半島や東シナ海・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行った。会談後には、今後の防衛協力の推進に関する具体的な指針となる共同声明を、日加防衛当局間で初めて発表した。20（令和2）年2月には、河野防衛大臣は、第56回ミュンヘン安全保障会議に際してサージャン国防大臣と防衛相会談を実施した。会談では、様々な分野で防衛当局間の協力が進展していることを歓迎するとともに、これまでの協力・交流を振り返り、インド太平洋地域での協力を強化していくことで一致した。

軍種間の主な交流については、19（令和元）年10月に陸幕長が初めてカナダを訪問し、エアー陸軍司令官と会談した。同年6月、護衛艦「いずも」「むらさめ」及び「あけぼの」は、ベトナム沖海空域において、カナダ海軍艦艇「レジャイナ」及び「アステリクス」と日加共同訓練「KAEDEx19-1」を実施した。また、同年10月には、護衛艦「しまかぜ」及び「ちょうかい」は、関東南方海空域において、カナダ海軍艦艇「オタワ」と日加共同訓練



ミュンヘン安全保障会議においてカナダ国防大臣と会談する
河野防衛大臣（20（令和2）年2月）



ADMM プラスにおいてニュージーランド国防大臣と会談する
河野防衛大臣（19（令和元）年11月）

「KAEDEx19-2」を実施し、戦術技量の向上及び連携強化を図った。20（令和2）年2月、マインジンガー空軍司令官は、日本を訪問し、空幕長及び航空総隊司令官と懇談を行い、日加防衛当局関係の進展を踏まえ、空軍種間においても協力を強化することで認識を一致させた。

（4）ニュージーランド

ニュージーランドとの間では、13（平成25）年8月、防衛協力・交流に関する覚書の署名が行われたほか、14（平成26）年7月の日ニュージーランド首脳会談では、ACSAに関する研究を行うことで一致した。また、19（令和元）年9月の日ニュージーランド首脳会談では、情報保護に関する国際約束についての予備協議開始について一致した。同年6月、鈴木防衛大臣政務官（当時）がニュージーランドを訪問してマーク国防大臣を表敬し、日ニュージーランド防衛協力・交流や、両国の防衛政策について意見交換を実施したほか、北朝鮮による「瀬取り」に対する警戒監視活動に関して、今後も連携していくことで一致した。また、同年11月には、河野防衛大臣が第6回ADMMプラスに際してマーク国防大臣と会談を行った。河野防衛大臣から、ニュージーランドによる北朝鮮による「瀬取り」に対する警戒監視活動に関して、18（平成30）年に引き続き19（平成31・令和元）年も哨戒機を派遣していることについて謝意を伝達し、引き続き両国の関係を強化していきたい旨述べた。両大臣は、日本とニュージーランドの間で活発なハイレベル交流が実施されていることを歓迎するとともに、太平洋島嶼地

域における取組について、同地域における日ニュージーランド協力の可能性を追求していく強い意欲を表明した。さらに両大臣は、太平洋島嶼国、ニュージーランドを含む大洋州地域などの地域情勢について意見交換を行った。

軍種間では、19（令和元）年9月、ボズウェル陸軍司令官が、同年11月にクラーク空軍司令官が訪日したほか、同年12月、日米豪ニュージーランドの4か国では初めてHA/DR共同訓練（クリスマス・ドロップ）を実施した。

（5）NATO

14（平成26）年5月に安倍内閣総理大臣が欧州を訪問した際、NATO本部においてラスムセン事務総長（当時）と会談を行い、「日NATO国別パートナーシップ協力計画」に署名した（18（平成30）年5月改訂）。この計画に基づき、同年12月、女性・平和・安全保障分野における日NATO協力として、初めてNATO本部に自衛官を派遣するとともに、15（平成27）年以降、「ジェンダー視点のNATO委員会（NCGP）年次会合」に防衛省・自衛隊から参加している。なお、19（令和元）年12月からは、情報通信担当幕僚として、2等空佐をNATO本部諮問・指揮統制幕僚部（NHQC3S）に派遣し、NATOの様々な政策や事業に関する情報通信の管理業務に携わっている。そのほか、防衛省は、17（平成29）年2月に欧州連合最高司令部（SHAPE）に連絡官を派遣し、19（令和元）年6月にNATO海上司令部（MARCOM）に連絡官を派遣している。また、18（平成30）年7月、在ベルギー日本国大使館が

兼轄する形で、NATO日本政府代表部が開設された。

サイバー分野については、19（平成31）年3月から、防衛省職員をNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に派遣し、19（令和元）年12月には、エストニアにおいてNATO主催のサイバー防衛演習「サイバー・コアリション2019」へ日本として初めて参加した。20（令和2）年2月、河野防衛大臣は、第56回ミュンヘン安全保障会議に際しストルテンベルグNATO事務総長と会談を実施し、両者は、日NATO間で特にサイバー及び海洋安全保障の分野での協力が進展していることを歓迎し、地域情勢などについて意見交換を行った。

（6）その他の欧州諸国

ドイツとの間では、17（平成29）年7月、日独防衛装備品・技術移転協定の署名が行われたほか、同年7月、防衛審議官が第1回日独次官級戦略的対話出席のために、訪独するなど、ハイレベルを含む交流が進展している。

19（平成31）年2月、メルケル首相が訪日し、日独首脳会談を実施した際、情報保護協定の締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎し、これを機に安全保障・防衛分野での協力を推進していくことを確認した。また、19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、クランプ＝カレンバウアー国防大臣と電話会談し、二国間の防衛交流や両国を取り巻く安全保障情勢について、意見交換を行ったほか、河野防衛大臣から中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明した。20（令和2）年2月、河野防衛大臣は、第56回ミュンヘン安全保障会議に際してクランプ＝カレンバウアー国防大臣と会談を実施し、両大臣は、FOIPの推進に向けて具体的に協力することで一致するとともにインド太平洋地域における安全保障情勢などについて意見交換を行った。

イタリアとの間では、16（平成28）年6月に日伊情報保護協定が発効したほか、17（平成29）年5月には、日伊防衛装備品・技術移転協定への署名が行われ、19（平成31）年4月に発効するなど、防衛協力を行っていく上での制度面の整備が進んでいる。18（平成30）年9月、小野寺防衛大臣（当

時）がイタリアを訪問してトレンタ国防大臣と日伊防衛相会談を実施し、海洋安全保障の分野でさらに連携を強化していくことで一致した。また、20（令和2）年1月には、空幕長が初めてイタリアを訪問し、空軍参謀長などと地域情勢、防衛政策などについて意見交換を実施した。

スペインとの間では、18（平成30）年1月、デ・コスペダル国防大臣が訪日し、日スペイン防衛相会談を実施した。同会談では14（平成26）年11月に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致した。

オランダとの間では、16（平成28）年12月にヘニス国防大臣（当時）が訪日し、日オランダ防衛相会談に際して防衛協力・交流の覚書の署名が行われた。18（平成30）年9月、小野寺防衛大臣（当時）がオランダを訪問し、スハウテン国防大臣と日蘭防衛相会談を実施した。同会談では、NATO・EUを通じた協力について意見交換を実施した。また、小野寺防衛大臣（当時）から北朝鮮の「瀬取り」の状況及び国連安保理決議に基づく厳格な制裁履行が重要である旨説明し、国連安保理非常任理事国かつ北朝鮮制裁委員会議長国（当時）であるオランダと緊密に連携していくことで同意した。

エストニアとの間では、18（平成30）年9月、ルイク国防大臣が訪日し、日エストニア防衛相会談を実施した。同会談では、同年1月の安倍内閣総理大臣訪問時の成果を踏まえ、NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に対する防衛省からの職員派遣を含め、今後、二国間及び多国間の枠組みの中でサイバー分野での協力を深化させていくことで一致した。

ウクライナとの間では、18（平成30）年10月、ペトレンコ国防次官が訪日し、日ウクライナ防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、日ウクライナ安全保障協議を開催した。20（令和2）年2月、河野防衛大臣は、第56回ミュンヘン安全保障会議に際してザホロドニューク国防大臣との間で初となる防衛相会談を実施した。河野防衛大臣から、わが国は、一貫してウクライナの主権及び領土一体性を尊重し、力による現状変更の試みは断

じて認めないとの立場である旨述べるとともに、両大臣は、両国間の防衛協力の重要性を確認し、18（平成30）年に署名された防衛協力・交流覚書に基づき、各種協力を具体化していくことで一致し、地域情勢などについて意見交換を行った。

フィンランドとの間では、19（平成31）年2月、ニーニスト国防大臣（当時）が訪日し、日フィンランド防衛協力・交流に関する覚書への両大臣による署名が行われたほか、日フィンランド防衛相会談が行われた。同会談では、防衛交流の進展を踏まえ、今後、覚書に基づき、幅広い分野で防衛協力を深化していくことで一致した。

デンマークとの間では、19（令和元）年10月、河野防衛大臣は、ブラムセン国防大臣との間で電話会談を実施し、二国間の防衛交流や両国を取り巻く安全保障情勢などについて、意見交換を行ったほか、河野防衛大臣から中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明した。

EUとの間では、20（令和2）年2月、河野防衛大臣は、第56回ミュンヘン安全保障会議に際してボレルEU上級代表と会談を実施し、日EU間で特に海洋安全保障の分野での協力が進展していることを歓迎しつつ、引き続き実質的な防衛協力・交流を進めることで一致し、地域情勢などについて意見交換を行った。

6 中国

（1）中国との防衛協力・交流の意義など

わが国と中国との安定的な関係は、インド太平洋地域の平和と安定に不可欠の要素であり、大局的かつ中長期的見地から、安全保障を含むあらゆる分野において、日中で「戦略的互惠関係」を構築し、それを強化できるよう取り組んでいく必要がある。

安全保障分野においては、防衛省・自衛隊は、中国との間で相互理解・信頼関係を増進するため、多層的な対話や交流を推進することとしている。この際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、急速に拡大す

る国防費を背景とした軍事力の強化に関して、透明性を向上させるよう引き続き促していくこととしている。また、不測の事態の発生を回避すべく、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国間の信頼関係の構築に資する形で運用していくこととしている。

（2）最近の主要な防衛交流実績など

日中防衛交流は、12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣三島（魚釣島、南小島及び北小島）の取得・保有以降、停滞していたが、14（平成26）年後半以降、交流が徐々に再開している。

近年の閣僚級の交流実績については、15（平成27）年11月のADMMプラスに際して中谷防衛大臣と常万全国防部長（いずれも当時）との間で、4年5か月ぶりとなる日中防衛相会談が実施されたほか、19（令和元）年6月には、前年のADMMプラスの際に行われた防衛相会談に続き、シャングリラ会合の際に岩屋防衛大臣（当時）と魏鳳和国防部長との会談が行われ、防衛大臣・国防部長間における相互訪問の早期実現が重要との認識で一致した。この共通認識に基づき、同年12月、河野防衛大臣が防衛大臣として10年ぶりに中国を訪問した。この際に行われた、魏鳳和国防部長との日中防衛相会談では、河野防衛大臣から、尖閣諸島周辺海空域などの東シナ海情勢について、中国軍の活動などへの懸念を伝えるとともに、中国側の前向きな対応を強く求めた。その上で、日中防衛当局間における相互理解・相互信頼のための交流が、着実に進展していることを歓迎するとともに、引き続き防衛交流を推進し、防衛当局間に



中国国防部長と会談する河野防衛大臣（19（令和元）年12月）

おける相互理解・相互信頼を推進することで一致した。両国の外交・防衛当局が参加する日中安保対話（第13回）は、15（平成27）年3月に東京において4年ぶりに開かれ、以降、ほぼ毎年開催されている。また、日中防衛当局は日中高級事務レベル海洋協議にも参加しており、直近では、19（令和元）年5月に第11回協議が北海道にて実施された。

軍種間においては、19（平成31）年4月、護衛艦「すずつき」が海自艦艇として約7年半ぶりに訪中し、中国人民解放軍海軍成立70周年を記念した中国主催国際観艦式に参加したほか、同月に海幕長が約5年半ぶりに訪中し、同観艦式に合わせ実施されたハイレベルシンポジウムにおいて、自由で開かれた海洋の重要性などについて発信した。これに続き、同（令和元）年10月には、中国

海軍ミサイル駆逐艦「太原」が中国艦艇として約10年ぶりに日本に寄港したほか、海自護衛艦との間で、約8年ぶり3回目となる親善訓練を実施した。

また、部隊間においても、18（平成30）年11月、中国軍東部戦区副司令員（中將）を団長とする東部戦区代表团が訪日したのに続き、19（令和元）年11月には、陸自西部方面総監を団長とする自衛隊代表团が東部戦区などを訪問した。このほか18（平成30）年には、6年ぶりに、笹川平和財団が主催する「日中佐官級交流」が再開されており、同年4月及び19（令和元）年9月に中国軍佐官級代表团が訪日したほか、18（平成30）年9月及び19（平成31）年4月に自衛隊佐官級訪問団が訪中し要人表敬、部隊への訪問などを行った。

今後も、「戦略的互惠関係」構築の一環として、

VOICE

中国人民解放軍海軍成立70周年記念国際観艦式に参加した隊員の声

海上自衛隊第8護衛隊司令

1等海佐 本村 信悟

私は、第8護衛隊司令として、護衛艦「すずつき」を指揮し、平成30年度外洋練習航海（飛行）の途上、中国人民解放軍海軍成立70周年記念国際観艦式に参加しました。本観艦式は、習近平国家主席を観閲官として、空母「遼寧」を含む中国艦艇約30隻及び航空機約20機が参加するとともに、中国国外13か国から艦艇18隻が参加する大々的なものでした。また、護衛艦「すずつき」は、本観艦式への参加に際し、山東省の青島に寄港する機会を得ましたが、当地で実施した艦艇一般公開は、大変な人気で、とても多くの青島市民に見学して頂きました。



入港歓迎行事に参加する筆者（中央）

今回、海自護衛艦として約7年半ぶりに訪中し、中国海軍が主催する観艦式に初めて参加したことは大変意義深く、本観艦式への参加をきっかけに、海上自衛隊と中国海軍の海軍種間の交流が再開されたことは、中国の防衛駐在官として勤務した経験を持つ私にとって、非常に喜ばしいことだと感じました。昨年10月には、中国海軍ミサイル駆逐艦「太原」が中国艦艇として約10年ぶりに日本に寄港したほか、海自護衛艦との間で、約8年ぶりとなる親善訓練も行われました。今後もこうした日中海軍種間の交流を継続することが、相互理解・相互信頼の促進につながると考えています。



青島港で満艦飾を行う護衛艦「すずつき」

様々なレベル・分野における対話を通じて、日中間の信頼関係・相互理解の増進に努めるとともに、海賊対処など非伝統的安全保障分野における具体的な協力・交流を積極的に推進することが必要である。

（3）日中防衛当局間の海空連絡メカニズム

07（平成19）年1月及び4月の日中首脳会談において、安倍内閣総理大臣と温家宝中国国務院総理（当時）との間で両国の防衛当局間の連絡体制の強化、特に海上における連絡体制の整備で一致したことを踏まえ、日中防衛当局は、08（平成20）年4月に第1回共同作業グループ協議を開催し、以降、防衛当局間で、15（平成27）年1月の第4回共同作業グループ協議以降は両国の外交当局も交えた形で協議を重ねてきた。

その後、17（平成29）年12月の第8回日中高級事務レベル海洋協議、18（平成30）年4月の第7回共同作業グループ協議などでの交渉を経て、同年5月に東京で開かれた日中首脳会談に際し、安倍内閣総理大臣と李克強中国国務院総理の立ち合いのもと、日中防衛当局間で本メカニズムに関する覚書⁹の署名が行われ、同年6月8日、本メカニズムの運用が開始された。

本メカニズムは、日中防衛当局の間で、①日中両国の相互理解及び相互信頼を増進し、防衛協力・交流を強化するとともに、②不測の衝突を回避し、③海空域における不測の事態が軍事衝突又は政治外交問題に発展することを防止することを目的として作成されたものであり、主な内容は、①防衛当局間の年次会合・専門会合の開催、②日中防衛当局間のホットライン開設、③自衛隊と人民解放軍の艦船・航空機間の連絡方法となっている。

本メカニズムに基づき、18（平成30）年12月には、防衛当局間において第1回年次会合・専門会合が、20（令和2）年1月には、第2回年次会合・専門会合が実施され、両国の海洋安全保障政策、本メカニズムの運用状況や改善に関する意見交換のほか、ホットラインの開設に向けた調整などが行われた。また、19（令和元）年12月に行わ

れた日中防衛相会談では、本メカニズムが運用開始以来適切に運用され、日中防衛当局間の信頼醸成及び現場における不測事態発生回避に重要な役割を発揮していることを確認したほか、ホットラインの早期開設に向けた取組を加速することで一致した。

Q 参照 資料38（最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

7 ロシア

（1）ロシアとの防衛協力・交流の意義など

ロシアは、インド太平洋地域における安全保障上の重要なプレーヤーであり、かつ、わが国の重要な隣国でもあることから、日露の防衛交流を通じて信頼関係を増進させることが極めて重要である。防衛省・自衛隊は、様々な分野で日露関係が進展する中、99（平成11）年に署名された日露防衛交流に関する覚書（06（平成18）年改定）に沿って、日露「2+2」や防衛当局間の各種対話、日露海上事故防止協定¹⁰に基づく年次会合、日露搜索・救難共同訓練などを継続的に行っている。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢などを踏まえ、政府としてG7の連帯を重視しつつ適切に対応することとしている。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないためにも実務的コンタクトは絶やさないようにすることが重要であり、これらの点を総合的に勘案してロシアとの交流を進めている。



ロシア海軍総司令官と懇談する山村海幕長（19（令和元）年11月）

⁹ 正式名称：日本国防衛省と中華人民共和国国防務との間の海空連絡メカニズムに関する覚書

¹⁰ 正式名称：領海の外側に位置する水域及び上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

(2) 最近の主要な防衛交流実績など

13(平成25)年4月に行われた日露首脳会談では、日露両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、日露「2+2」を立ち上げることで合意した。同年11月に実施された初の日露「2+2」において、陸軍種間の部隊間交流及び演習オブザーバー相互派遣の定例化、アデン湾における海自とロシア海軍の海賊対処部隊間の共同訓練の実施、日露サイバー協議の定例開催などで一致した。17(平成29)年3月に実施された第2回目の日露「2+2」においては、地域情勢などについて意見交換を行い、北方領土への地対艦ミサイルの配備や、北方四島を含み得る諸島への師団配備といった北方四島におけるロシア軍の軍備強化にかかる動きについては、北方領土はわが国固有の領土であるとのわが国の立場と相容れないものであり、遺憾である旨を日本側から抗議した。

18(平成30)年7月、小野寺防衛大臣(当時)が防衛大臣として初めてロシアを訪問し、日露「2+2」及び防衛相会談を開催し、統幕長の訪露や艦艇の寄港を含む防衛交流の推進に加え、日露共通の目標である北朝鮮の非核化に向け、引き続き連携していくことで一致した。

19(令和元)年5月、日露防衛相会談及び第4回日露「2+2」が東京で開催され、防衛交流について、同年夏のロシア国際軍楽祭への陸自中央音楽隊の初参加などで一致するとともに、防衛政策に関して、わが国のBMDシステムは純粋に防御的なものであり、ロシアに脅威を与えるものではない旨説明した。

軍種間の主な交流については、19(令和元)年5月の陸幕長によるロシアへの訪問に続き、同年8月から9月にかけて、今回で12回目となるモスクワ国際軍楽祭「スパスカヤ・タワー」に、陸自音楽隊が初めて参加し、日露陸軍種間の相互理解及び信頼関係を深めた。また、同年12月には、エフメノフ海軍総司令官をわが国に招待した。ロシア海軍総司令官としては、18年ぶりとなる訪日であり、日露海軍種間の相互理解及び信頼醸成を進めた。

演習・訓練などでは、20(令和2)年1月、アデ

ン湾においてロシア海軍艦艇と通算2回目となる海賊対処共同訓練を実施した。

Q 参照 資料39(最近の日露防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

8 太平洋島嶼国

Q 参照 資料40(最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

太平洋島嶼国は、海洋国家であるわが国と法の支配に基づく自由で、開かれた、持続可能な海洋秩序の重要性についての認識を共有するとともに、わが国と歴史的にも深い関係を持つ重要な国々である。わが国としては、18(平成30)年に開催された第8回太平洋・島サミットにおいて、この地域の安定と繁栄により深くコミットしていく考えを表明した。さらに、同年に発表された防衛大綱においても、太平洋島嶼国との協力や交流を推進する旨が初めて言及された。20(令和2)年1月から2月にかけて、山本防衛副大臣が、太平洋島嶼国の中で軍隊を保有する三か国であるフィジー、PNG及びトンガを防衛省の政務三役として初めて訪問し、各国の国防大臣などと協議を行うなど、ハイレベル交流を実施した。全ての国防大臣などとの会談において、防衛協力・交流について幅広く意見交換を行い、今後さらに推進する意思を確認した。

PNGとの間では、15(平成27)年以降、同国の軍楽隊の新設・育成に関する能力構築支援を実施し、関係強化が図られてきた。約3年5か月の能力構築支援を経て、同軍楽隊は、18(平成30)年11月に同国で開催されたAPEC首脳会議の場において、各国首脳の前で「ポートモレスビー」や「君が代」などの演奏を高い技術で披露した。19(平成31)年3月には陸幕長が初めてPNGを訪問し、トロポ国防軍司令官と会談したところ、これまでの能力構築支援に対して感謝の意を表せられるとともに、今後も防衛協力・交流を発展させていくことで一致した。

同年9月から10月にかけて、豪州にて英国が開催する軍楽祭「ロイヤル・エディンバラ・ミリタリー・タトゥ」に参加するPNG軍楽隊への演

奏技術指導を行った。

こうした取組に加えて、海自及び空自においては、艦艇や航空機による寄港・寄航を通じて太平洋島嶼国との関係を強化している。15（平成27）年以降、空自は、ミクロネシア連邦等における人



フィジー防衛・国家安全保障・外務大臣と会談する
山本防衛副大臣（20（令和2）年1月）

道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」を実施し、物料投下訓練としてミクロネシア連邦、パラオ共和国及び北マリアナ諸島に対して寄付物品の投下を実施している。また、19（令和元）年10月には、海自遠洋練習航海部隊及び空自国外運航訓練部隊のU-4がパラオ共和国を寄港・寄航するとともに、この機会を捉えて、陸上自衛官も同国を訪問し、陸海空自衛官が日パラオ外交関係樹立25周年記念式典へ参加した。同U-4は、パラオ共和国に続いてミクロネシア連邦に初めて寄航し、寄付物資の車いすを引き渡した。また、同年、米海軍太平洋艦隊が実施している「パシフィック・パートナーシップ2019」において、マーシャル諸島へ防衛省・自衛隊から要員を派遣し、医療活動及び音楽隊要員による演奏活動含む文化交流を実施した。

VOICE

防衛省政務として初となる副大臣の太平洋島嶼国出張と、それを支えた職員の声

内部部局防衛政策局国際政策課

防衛事務官 堀本 久美子

太平洋島嶼国は、南太平洋の中心に位置しており、戦略的な観点でも重要性が高まっている14の国々です。軍隊を保有しているのはフィジー、パプアニューギニア、トンガの3カ国ですが、20（令和2）年1月～2月にかけてその3カ国全てを、山本副大臣が訪問しました。今回の訪問は、防衛省の政務三役として初めてそれぞれの国を訪問するものであり、太平洋島嶼国の防衛当局との関係強化を進めたいという明確なメッセージを伝えるものとなりました。

私は、太平洋島嶼国との防衛協力・交流推進の担

当者として、現地で実施する国防大臣との会談の準備や、部隊視察などを含むプログラム全体の計画に携わりました。また、実際に副大臣に随行し、会談時の補佐を行うとともに、通訳も務めました。フィジー訪問に際しては、訪問日にかけて同国にサイクロンが到来するという事態になりましたが、セルイラトゥ防衛・国家安全保障・外務大臣の御配慮により、場所を急きょ変更して会談を実現させることができました。

これらの訪問を通じて、ハイレベルの間で顔が見える関係を築くことができ、今後の更なる防衛協力・交流推進の第一歩を築くことができたことを大変嬉しく思います。



フィジー防衛・国家安全保障・外務大臣との会談（左側前から2人目が筆者）



トンガ国防大臣と山本副大臣



パプアニューギニア軍楽隊の視察
（1列目左から1人目が筆者）



動画：ミクロネシア連邦等におけるHA/DR共同訓練「クリスマス・ドロップ」

URL：https://youtu.be/t-7o82vZHAS

さらに、同年11月、米国での訓練参加の機会を捉え、輸送機C-130Hでマーシャル諸島共和国マジュロ国際空港に寄航した。その際、外務省との省庁間協力事業として、現地でデング熱が流行している事情にかんがみ、マーシャル諸島共和国の要望に応じ、デング熱対策資材（蚊帳、蚊除けスプレーなど）を輸送した。このほか、19（令和元）年8月、護衛艦「いせ」及び輸送艦「くにさき」がポートモレスビー港に寄港、同年8月から9月にかけて、海自遠洋練習航海部隊の練習艦「かしま」及び護衛艦「いなづま」がフィジーのスバ港及びPNGのラバウル港に寄港し、各種親善行事を実施した。

9 中東諸国

Q 参照 資料41（最近の中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要であることから、防衛省・自衛隊としても、同地域の国と協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベル交流や部隊間交流を進めてきている。

アラブ首長国連邦（UAE）との間では、18（平成30）年5月にはUAEとの間で防衛交流に関する覚書が署名され、さらには同年12月に防衛当局間協議が開催された。さらには19（令和元）年6月、統幕長が歴代統幕長として初めてアラブ首長国連邦を訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子を表敬したほか、ルメーシー参謀長と会談し、幅広い分野における防衛協力・交流の推進について一致するなど、二国間の防衛交流は深化を続けている。同年10月及び20（令和2）年3月、河野防衛大臣は、ボワルディ国防担当国務大臣との電話会談を実施し、両大臣は、二国間の防衛交流や地域情勢などについて意見交換した。また、19（令和元）年11月に実施されたドバイ・エアショーに、自衛隊はC-2輸送機を参加させた。20（令和2）年1月には、安倍内閣総理大臣がUAEを訪問して、ムハンマド・アブダビ皇太子と意見交換を行い、中東における日本関係船舶の航行の安全を確保するためのわが国の取組について直接説明し

て、その支持を得ている。

イスラエルとの間では、18（平成30）年10月に初めて、外務・防衛当局間協議を開催した。これは、同年5月に安倍内閣総理大臣がイスラエルを訪問した際、両首脳の合意により実現したものであり、第1回協議においては地域情勢、安全保障問題など、幅広い事項について意見交換を実施した。また、同年11月には第4回日イスラエル・サイバー協議が開催された。さらには19（令和元）年6月、統幕長が歴代統幕長として初めてイスラエルを訪問した。また、同年9月には、防衛当局間で「防衛省とイスラエル国防省の間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書」に署名するなど、安全保障分野での関係を強化している。

イランとの間では、19（令和元）年12月の日イラン首脳会議において、安倍内閣総理大臣から、中東における日本関係船舶の航行の安全を確保するためのわが国の取組について詳細に説明した。また、同年10月及び20（令和2）年1月、河野防衛大臣は、ハータミ国防軍需大臣と防衛大臣としては初の電話会談を実施し、両大臣は地域情勢などについて意見交換を行うとともに、1月の電話会談においては、河野防衛大臣から、中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明した。

エジプトとの間では、17（平成29）年9月、山本防衛副大臣（当時）が防衛省の政務三役として初めてエジプトを訪問したほか、19（令和元）年6月には、統幕長が同国を訪問し、ヘガージ参謀総長と会談した。

オマーンとの間では、19（平成31）年3月、バドル国防担当大臣が訪日し、岩屋防衛大臣（当時）と会談した際、防衛協力に関する覚書が署名された。19（令和元）年10月、河野防衛大臣は、バドル国防担当大臣と電話会談を実施したほか、同年12月には、河野防衛大臣は、防衛大臣として初めてオマーンを訪問し、バドル国防担当大臣と会談した。両大臣は、FOIPのもと、海軍種間での協力を中心とした防衛協力・交流を引き続き深化させていくことを確認した。20（令和2）年1月には、安倍内閣総理大臣がオマーンを訪問して、ハイサム新国王と意見交換を行い、中東における日本関



オマーン国防担当大臣と会談する河野防衛大臣（19（令和元）年12月）

係船舶の航行の安全を確保するためのわが国の取組について直接説明して、その支持を得ている。

カタールとの間では、15（平成27）年2月、防衛交流に関する覚書が署名された。19（令和元）年5月に訪日したアティーヤ副首相兼防衛担当国務大臣は、岩屋防衛大臣（当時）との間で、初の防衛相会談を実施した。同年10月、河野防衛大臣とアティーヤ副首相兼防衛担当国務大臣との電話会談が実施され、両大臣は、二国間の防衛交流について意見交換を行った。また、同年12月、河野防衛大臣は、同国が主催する第19回ドーハ・フォーラムに防衛大臣として初めて出席し、アティーヤ副首相兼防衛担当国務大臣と会談を実施した。会談では、両大臣は、日カタール防衛協力・交流が進展していることを歓迎し、教育・訓練などの分野での防衛協力・交流を引き続き深化させていくことを確認した。

サウジアラビアとの間では、16（平成28）年9月、防衛交流に関する覚書が署名された。また、19（令和元）年10月及び12月には、河野防衛大臣とムハンマド皇太子兼国防大臣との電話会談が実施され、両大臣は、二国間の防衛交流や地域情勢などについて意見交換を行ったほか、河野防衛大臣から中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動について説明した。20（令和2）年1月には、安倍内閣総理大臣がサウジアラビアを訪問して、サルマン国王やムハンマド皇太子と意見交換を行い、中東における日本関係船舶の航行の安全を確保するためのわ

が国の取組について直接説明して、その支持を得ている。

トルコとの間では、12（平成24）年7月に、事務次官がドゥンダル国防次官（当時）との会談において防衛協力・交流の意図表明文書に署名した。19（令和元）年6月、ドゥンダル陸軍総司令官が訪日し、陸幕長と懇談したほか、防衛副大臣を表敬した。同年7月には、アカル国防大臣がG20に伴う大統領随行で訪日し、岩屋防衛大臣（当時）と懇談した。

バーレーンとの間では、19（令和元）年10月、河野防衛大臣とハリーフア国軍司令官との電話会談が実施され、両大臣は、二国間の防衛交流や中東情勢等について意見交換した。また、同年11月、河野防衛大臣は、同国で開催された第15回マナーマ対話に際してハリーフア国軍司令官と初の大臣級における防衛当局間での会談を実施し、今後ハイレベル交流や海軍種を中心とした交流を引き続き行っていくことで一致した。

ヨルダンとの間では、16（平成28）年10月、アブドゥラー国王が訪日した際に、日ヨルダン防衛交流に関する覚書に署名した。18（平成30）年11月には、アブドゥラー国王が訪日し、岩屋防衛大臣（当時）からの表敬及び習志野駐屯地への部隊訪問を通じ、両国間で防衛当局者協議や部隊間交流などが着実に進展していることを歓迎した。また、19（令和元）年12月、防衛大臣として初めてヨルダンを訪問した河野防衛大臣は、フネイティ統合参謀本部議長と会談した。会談においては、フネイティ統合参謀本部議長から、19（令和元）年7月に初の外務・防衛当局間協議の開催がされるなど両国の防衛交流が進展していることや、今後も訓練や装備分野などでの協力を進めていきたい旨の発言に対し、河野防衛大臣から、当該分野での協力を検討していく旨述べた。

10 南アジア諸国

Q 参照 資料42（最近の南アジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

(1) スリランカ

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年、同国との防衛協力・交流の強化を図っている。18（平成30）年8月、小野寺防衛大臣（当時）は、日本の防衛大臣として初めてスリランカを訪問し、ウィジェワルダナ国防担当国務大臣（当時）と両国間で初となる防衛相会談を実施した。会談においては、海洋安全保障及び海上の安全について議論するとともに、スリランカ側から今後、陸海空軍のHA/DR分野の能力向上を通じてスリランカ軍全体としての能力を高めていきたいと述べられたことに対し、小野寺防衛大臣（当時）もこれを支援する意向を示した。19（令和元）年7月には、原田防衛副大臣（当時）がスリランカを訪問し、ウィジェワルダナ国防担当国務大臣との会談やシリセーナ大統領兼国防大臣（いずれも当時）への表敬を実施し、FOIPの推進に向けて、スリランカと日本の海洋国家間のパートナーシップを一層強化する必要性について認識を共有した。

軍種間の主な交流については、19（平成31）年2月、両国海軍種間で初の幕僚協議を実施し、HA/DR分野の共同訓練「JA-LAN」を年1回実施することなどで合意した。また、空軍種間では、同年3月にU-4がマッターラ・ラージャパクサ国際空港に寄航し、スリランカ空軍との部隊間交流などを実施した。

能力構築支援においては、19（令和元）年10月、スリランカ空軍6名を招へいし、空自救難部



スリランカ空軍に対し洋上における目標搜索、発見に関する能力構築支援を行う空自隊員（19（令和元）年10月）

隊における搜索救難の研修を行った。招へい者は、那覇救難隊の運用するU-125A及びUH-60Jに搭乗し、洋上における搜索目標の搜索、発見、救難などの一連の訓練を研修した。

(2) パキスタン

パキスタンは、南アジア、中東、中央アジアの接続点に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。また、同国は、伝統的にわが国と友好的な関係を有する親日国でもあり、そのような観点から、同国との防衛協力・交流を推進している。

同国との間では、04（平成16）年以来おおむね2年に1回の頻度で局長級の防衛政策対話を実施しているが、19（令和元）年6月には、2年連続となる防衛政策対話を実施し、その際、日パキスタン防衛協力・交流の覚書に署名した。19（平成31）年2月には、統幕副長がパキスタンを訪問し、同国軍幹部との会談などを行った。

そのほか、軍種間においては、パキスタンが主催する海軍種の多国間共同訓練「AMAN」への参加や教育交流などを実施している。

11 アフリカ諸国

Q 参照 資料43（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

防衛省・自衛隊は、現在、海外で唯一自衛隊の拠点が存在するジブチと海賊対処のため協力している。同拠点はUNMISS派遣部隊への物資の輸送に活用されたほか、19（令和元）年10月から12月にかけて、わが国がジブチに対して災害対処能力強化支援として実施している陸自教官によるジブチ軍工兵部隊要員に対する重機操作訓練の際に、教官の生活拠点として活用された。同年12月、河野防衛大臣は、ジブチを訪問し、ブルハン国防大臣と会談を実施した。会談では、両大臣は、日ジブチ防衛協力・交流の深化のため、防衛当局間で引き続き連携を密にしていくことを確認した。また、この会談の中で、河野防衛大臣はジブチにおける自衛隊の活動拠点の運用に関する同国



ジブチ国防大臣と会談する河野防衛大臣（19（令和元）年12月）



ジブチ軍工兵要員に対し施設機材の教育を行う
陸自隊員（19（令和元）年10月）

政府の支持に対する感謝を伝えたほか、中東地域における日本関係船舶の安全確保のための自衛隊による情報収集活動に関し、ジブチを拠点に活動する海賊対処部隊の固定翼哨戒機を活用することについて説明した。

今後、本活動拠点について、中東・アフリカ地域における安全保障協力などのための長期的・安定的な活用に向けて取り組むこととしている。

コロンビアとの間では、16（平成28）年12月、防衛交流に関する覚書に署名した。

ブラジルとの間では、18（平成30）年4月から5月にかけて、山本防衛副大臣（当時）が同国を訪問し、ルーナ国防大臣（当時）と会談した。また19（令和元）年7月には、プジョウ陸軍大將がブラジル陸軍司令官として初めて来日して、陸幕長と会談し、日ブラジル間の防衛協力・交流の深化は国際社会の平和と安定に重要であるとの認識で一致した。

ジャマイカとの間では、19（令和元）年12月、ホルネス首相兼国防大臣が来日し、河野防衛大臣と会談した。

12 中南米諸国

Q 参照 資料43（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

③ 多国間における安全保障協力の推進

1 多国間安全保障枠組み・対話における取組

多国間の枠組みについては、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム¹¹（ARF）をはじめとした取組が進展しており、アジア太平洋地域の安全保障分野にかかる議論や協力・交流の重要な基盤となっている。わが国としては、そうした枠組みなどを重視して域内諸国間の

協力・信頼関係の強化に貢献していく。また、わが国としても日ASEAN防衛当局次官級会合や東京ディフェンス・フォーラムを毎年開催するなど、地域における多国間の協力強化に寄与している。

Q 参照 資料44（多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・最近3年間））

資料45（防衛省主催による多国間安全保障対話）

資料46（その他の多国間安全保障対話など）

¹¹ ARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、94（平成6）年から開催されている。現在26か国（ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア（以上95（平成7）年から）、ミャンマー（96（平成8）年から）に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド（以上96（平成8）年から）、ニュージーランド、PNG、韓国、ロシア、米国、モンゴル（以上98（平成10）年から）、北朝鮮（00（平成12）年から）、パキスタン（04（平成16）年から）、東ティモール（05（平成17）年から）、バングラデシュ（06（平成18）年から）、スリランカ（07（平成19）年から）を加えた26か国）と1機関（欧州連合（EU：European Union））がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。

(1) 拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) のもとでの取組

ASEAN諸国においては、域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議(ADMM)のほか、わが国を含めASEAN域外国8か国¹²を加えた拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)が開催されている。

ADMMプラスは、ASEAN域外国を含むアジア太平洋地域の国防相が出席する政府主催の唯一の公式の会議であるため、地域の安全保障・防衛協力の発展・深化の促進という観点から、極めて大きな意義があり、防衛省・自衛隊も参加・支援している。なお、ADMMプラスは、閣僚会合のもとに、①高級事務レベル会合(ADSOM)プラス、ASEAN Defence Senior Officials' Meeting ②ADSOMプラスWG、③専門家会合(EWG) Experts' Working Group が設定されている¹³。

19(令和元)年11月、河野防衛大臣は、タイで開催された第6回ADMMプラスに出席し、FOIPのもと、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に全力を傾注するとのわが国の決意を表明した。

また、わが国としても今後ともADMMプラスを重視し、地域の強靱性に資する建設的な役割を果たしていく決意を表明するとともに、南シナ海問題に言及し、わが国は、あらゆる一方的な現状変更を試みる動きに反対し、法の支配に基づき南シナ海行動規範(COC)が実効的で実質的な内容となることを期待する旨述べた。さらに、国際的な安全保障課題として、北朝鮮の「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の実効性確保のための国際社会の団結が不可欠である旨強調するとともに、第4期{20(令和2)年から23(令和5)年まで}¹⁴に日ベトナムが共同議長に就任するPKOにかかる専門家会合を通じて、建設的な役割を果た



第6回ADMMプラス(19(令和元)年11月)

していく決意を述べた。なお、ADMMプラスでは、持続可能な安全保障のためのパートナーシップの推進に係る共同声明が採択された。7つの分野¹⁵において実践的な協力を行うEWGでは、第3期{17(平成29)年から19(平成31・令和元)年まで}の集大成として各種演習が実施され、防衛省・自衛隊は、HA/DR分野、海洋安全保障分野、防衛医学分野及びPKO分野の演習に参加した。

Q 参照 図表Ⅲ-3-1-4(拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の組織図及び概要)

(2) ASEAN地域フォーラム(ARF)

外交当局を中心に取り組んでいるARFについても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野において、具体的な取組¹⁶が積極的に進められており、防衛省・自衛隊としても積極的に貢献している。例えば、海洋安全保障分野においては、09(平成21)年以来、海洋安全保障に関する会期間会合(ISM on MS)が開催¹⁷されており、わが国の取りまとめにより、海洋安全保障分野の能力構築支援に関する「ベストプラクティス集」を作成した。

¹² 10(平成22)年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、米国、オーストラリア、韓国、インド、ニュージーランド、中国及びロシアが参加している。

¹³ EWGにおいて、わが国は積極的に貢献してきており、18(平成30)年には、2月、4月、7月及び9月にHA/DR-EWGに、4月及び11月にPKO-EWGに、4月及び10月に地雷処理EWGに、8月に対テロEWGに、5月及び11月にサイバーEWGに、5月及び11月に海洋安全保障EWGに、2月及び12月に防衛医学EWGに、それぞれ参加した。

¹⁴ 第1期(11(平成23)年から13(平成25)年)、第2期(14(平成26)年から16(平成28)年)、第3期(17(平成29)年から19(平成31・令和元)年)、第4期(20(令和2)年から23(令和5)年)

¹⁵ 対テロ、HA/DR、海洋安全保障、防衛医学、PKO、地雷処理、サイバーの7つの専門家会合を設置

¹⁶ 毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合(SOM: Senior Officials' Meeting)及び会期間会合(ISM: Inter-Sessional Meeting)が開かれるほか、信頼醸成措置及び予防外交に関する会期間支援グループ(IGS on CBM/PD: Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy)、ARF安全保障政策会議(ASPC: ARF Security Policy Conference)などが開催されている。また、02(平成14)年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合(DOD: Defense Officials' Dialogue)が開催されている。

¹⁷ わが国は11(平成23)年、インドネシア及びニュージーランドとともに第3回会期間会合を、16(平成29)年、フィリピン及び米国とともに第9回会期間会合を東京で共催した。

図表Ⅲ-3-1-4 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図及び概要

拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）とは

ASEAN域外国を含むインド太平洋地域の国防相が出席する、**唯一の政府主催の公式な会議**

※参加国：ASEAN10か国+8カ国（豪州・中国・インド・日本・NZ・韓国・ロシア・米国）

ADMMプラスの下には**専門家会合（EWG）**が設置され、インド太平洋地域の安全保障課題に対し、共同演習等の**実践的な取組がなされているところがADMMプラスのユニークな点である。**



専門家会合（EWG: Experts' Working Group）とは

7つの分野に設置され、各EWGは1期（3年）をASEAN加盟国1カ国とプラス1カ国が共催する。

※7つの分野 … ①対テロ ②人道支援・災害救援 ③海洋安全保障 ④防衛医学 ⑤PKO ⑥地雷処理 ⑦サイバー

各EWGにおいては、それぞれの分野に関する情報共有、ワークショップ、セミナー、共同訓練の開催、勧告や報告書の提出などの**実践的な取組が行われている。**

また、災害救援分野においては、同年以来、ARF災害救援実動演習（ARF-DiREx）が実施されており、防衛省・自衛隊からも、隊員や航空機などを派遣している。

(3) 防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話

ア 日ASEAN防衛担当大臣会合及び「ビエンチャン・ビジョン2.0」

13（平成25）年12月の日ASEAN特別首脳会議における安倍内閣総理大臣の提案に基づき、14（平成26）年11月、バガン（ミャンマー）において、初の日ASEAN防衛担当大臣会合が開催され

た。HA/DRや海洋安全保障といった非伝統的安全保障分野における協力について意見交換を行った本会合は、50年近くに及ぶ日ASEAN友好・協力の歴史において、初めてわが国とASEAN諸国の防衛担当大臣が一堂に会した画期的な機会であり、今後の防衛協力強化に向けた重要な一歩となった。

19（令和元）年11月、タイにおいて第5回日ASEAN防衛担当大臣会合が開催され、同会合において河野防衛大臣は、日ASEAN防衛協力のモメンタムを一層加速させていくための取組の端緒として、わが国独自のイニシアティブ「ビエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ビ

エンチャン・ビジョン2.0」を発表し、ASEAN側
の大臣から歓迎の意が示されるとともに、そのも
とで今後もより実践的な日ASEAN防衛協力を推
進することへの期待が示された。

同ビジョンは、ASEAN全体への防衛協力の方
向性について、透明性をもって、重点分野の全体
像を示したものであり、アップデート版は、協力
の目的・方向性・手段といった基本的な骨格は従
来のものを踏襲しつつ、第一に「心と心の協力」、
「きめ細やかで息の長い協力」、「対等で開かれた
協力の日ASEAN防衛協力」にかかる実施3原則、
第二に日本の取組とASEANの中心性・一体性との
関係を明確化するものとしての「強靱性」の概念、
第三に昨年6月にASEANが発表した「インド太平洋
に関するASEANアウトルック」(AOIP)
ASEAN Outlook on the Indo-Pacific
とわが国のFOIPとのシナジーを追求する視点と
いう3点での新機軸を導入している。

HA/DR分野では、「HA/DRに関する日ASEAN
招へいプログラム」を18(平成30)年から実施し
ており、19(平成31)年2月には、第2回招へいプ
ログラム」として、ASEAN全加盟国及びASEAN
事務局を招へいし、大規模災害時のわが国の対応
要領にかかるセミナーに加え、初めてとなる机上
訓練を実施した。

また、国際法の分野でも、18(平成30)年11
月にはASEAN全加盟国及びASEAN事務局を招
へいし、「インド太平洋における地域協力と法の
支配」と題した日ASEAN国際法シンポジウムを
初めて開催した。

国際航空法や航空安全保障の分野でも、19(令
和元)年7月にはASEAN全加盟国の空軍士官及
びASEAN事務局員を招へいし、シンポジウムや
部隊訪問を通じて、日ASEAN空軍種間での信頼
醸成の促進及びインド太平洋地域における「法の
支配」の貫徹に貢献し、もって地域の安定に寄与
することを目指し、プロフェッショナル・エアマ
ンシップ・プログラムを初めて開催した。

また、19(令和元)年6月には、インド太平洋
方面派遣訓練に従事中の護衛艦「いずも」艦上にお
いて、日ASEANシップライダー乗艦協力プロ
グラムを実施し、ASEAN全加盟国及び同事務局
から10名が参加した。同プログラムでは、参加者

に対し、ブルネイ・ムアラ港からフィリピン・
スービック港までの5日間の航海を体験させつ
つ、海洋国際法や海洋でのHA/DRなどに関する
セミナー、机上演習を行い、海洋安全保障に関す
る知識向上に貢献した。

このように、ASEAN全加盟国の参加者と、国
際法の認識共有や海洋安全保障、HA/DRなど
様々な分野でのセミナーや研修などを通じた能力
向上支援及び相互理解・人的ネットワーク構築の
促進を図り、もってインド太平洋地域の安定に寄
与している。

Q 参照 資料47 (ビエンチャン・ビジョン2.0)

イ 日ASEAN防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈構築を通じた二国
間・多国間の関係強化を図るため、09(平成21)
年より毎年、防衛省の主催により日ASEAN防衛
当局次官級会合を開催している。

19(令和元)年10月には、第11回会合を東京
で開催し、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局
の次官級の参加を得て、①「地域の安全保障情
勢」、②「インド太平洋を巡る構想：自由で開かれ
た地域秩序に向けて」及び③「地域の防衛協力に
向けたASEANの取組」の3つのテーマについて
意見交換を行った。参加者は、ASEAN域外国に
よる東南アジアへの関与が活発化する中で、地域
の平和と繁栄の基礎となる自由で開かれた地域秩
序を維持するためには、地域協力の要である
ASEANの中心性・一体性を確保することが重要
であるとの認識で一致した。

ウ 東京ディフェンス・フォーラムなど

防衛省は、96(平成8)年から地域諸国の防衛
政策担当幹部(国防省局長・将官級)を対象とす
る「アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東
京ディフェンス・フォーラム)」を毎年開催し、各
国の防衛政策や防衛分野での信頼醸成措置への取
組について意見交換を行っている。

19(令和元)年11月には、防衛大学校等を卒業
した留学生との関係強化のための取組として、約
50名の防衛大学校本科の卒業留学生などによる
交流会を初めて開催した。

また、02(平成14)年から、わが国の安全保
障・防衛政策、自衛隊の現状などに関する理解の

促進を目的として、アジア太平洋地域の国から、主に安全保障政策の関係者をオピニオン・リーダーとしてわが国に招へいしている。

(4) その他

ア 国際機関主催の国際会議

19（令和元）年7月、陸幕長は、国連本部で国連PKO参謀長会議に参加した。同会議には106カ国の軍参謀総長など約403名が参加し、陸幕長から工兵マニュアルの改訂の成果、国連三角パートナーシップ・プロジェクト（UNTPP）へのさらなる貢献などわが国の取組について発表して全参加国の各国軍参謀長などの理解を獲得した。また、国連PKOの課題及び各国のPKOにかかる取組について認識を共有した。

Q 参照 本章5節2項（国連平和維持活動などへの取組）

イ 民間機関など主催の国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけでなく、政府関係者、学者、ジャーナリストなどが参加する国際会議も民間機関などの主催により開催され、中長期的な安全保障上の課題の共有や意見交換などが行われている。主な国際会議としては、IISS（英国国際戦略研究所）が主催する「IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）」¹⁸や「IISS地域安全保障サミット（マナーマ対話）」¹⁹、欧米における安全保障会議の中でも最

も権威ある会議の一つである「ミュンヘン安全保障会議²⁰」があり、防衛省から、これらの会議に、防衛大臣等が積極的に参加し、各国の国防大臣等との会談や本会合におけるスピーチを行うことで、各国ハイレベルとの信頼醸成・認識共有や、積極的なメッセージの発信を図っている。

19（令和元）年11月、河野防衛大臣は、第15回マナーマ対話に防衛大臣として初めて出席し、フランスの軍事大臣や、ヨルダン、バーレーン、イエメンの閣僚級等との二国間会談を行うとともに、本会合においてスピーチを行った。スピーチでは、わが国は、開かれ安定した海洋秩序が国際社会の安定と繁栄の基礎であるとの考えのもと、中東の平和と安定に寄与し続けていること、中東の海洋安全保障に対する人的貢献や訓練への参加、防衛装備品協力、人的交流等を通して自衛隊と中東地域とのつながりがより緊密になってきている旨、また、航行の自由の原則と海洋における法の支配が重要である旨を述べ、わが国に関係する船舶の安全や、中東地域の平和と安定に向けて、情報収集態勢の強化を図るため、日本独自の取組として自衛隊アセットの活用について検討している旨説明を行った。

また、19（令和元）年12月、河野防衛大臣は、カタール政府主催の第19回「ドーハ・フォーラム」に防衛大臣として初めて出席し、カタール及



マナーマ対話においてスピーチする河野防衛大臣（19（令和元）年11月）



ドーハ・フォーラムにおいてスピーチする河野防衛大臣（19（令和元）年12月）

¹⁸ 諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英国の国際戦略研究所の主催により始まった。02（平成14）年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合（Shangri-La Dialogue）と通称される。

¹⁹ 英国国際戦略研究所（IISS：The International Institute for Strategic Studies）が主催している中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、毎年、バーレーンのマナーマで開催されている。

²⁰ 欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間機関主催の国際会議の一つであり、1962（昭和37）年から毎年（例年2月）開催されている。欧州主要国の閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

びマレーシアの国防大臣や、ヨルダンの統合参謀本部議長との二国間会談を行うとともに、本会合においてスピーチを行った。スピーチでは「多国間安全保障協力」をテーマに北朝鮮の核・ミサイル能力を含む軍事力の強化に懸念を示しつつ、国際社会において軍備管理・軍縮及び「法の支配」を貫徹する必要があること、「法の支配」に基づき、共同訓練、能力構築支援、防衛装備・技術協力などの手段を活用し、各国と共に、FOIPの推進を目指していること、また、わが国による多国間安全保障協力の一例として、「ビエンチャン・ビジョン2.0」を紹介し、引き続き、多国間安全保障協力を推進していくことを述べた。

20（令和2）年2月に開催された第56回「ミュンヘン安全保障会議」には、わが国から、河野防衛大臣と茂木外務大臣がそれぞれ出席し、河野防衛大臣は、会議に際し、ウクライナ国防大臣との初めての防衛相会談を行ったほか、カナダ、フランス及びドイツの国防大臣や、EU上級代表、NATO事務総長との二国間等の会談を行い、防衛協力・交流や地域情勢に関する意見交換を行った。

ウ 各軍種間における取組

統幕長は、19（令和元）年8月、米インド太平洋軍主催のインド・アジア太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD）に参加し、各国におけるわが国及び諸外国の防衛政策や情勢認識に関する理解を促進するとともに、FOIPの有用性などについて各国と認識を共有した。また、統幕長は、20（令和2）年1月には、インドで開催された多国間フォーラム「ライシナ・ダイアログ2020」に豪国防軍副司令官、仏軍事省国際関係・戦略総局次長、

英第1海軍卿兼海軍参謀長、印海軍参謀長及びEU軍事委員会委員長とともにパネリストとして参加し、FOIPの推進に向けた国際秩序の安定化に対するわが国の取組及び価値を共有する国家間の連携の重要性を発信した。

陸幕長は、19（令和元）年7月、米陸軍訓練教義コマンドと米陸軍主催のメガシティ会議に協力・参加し、巨大都市において自然に又は人為的に災害が発生した際の人道支援や災害救援について、各国陸軍、部内外の有識者と議論し、参加各国あるいは各機関との相互理解の促進、協力関係の強化を図った。また、同年9月、インド太平洋地域陸軍参謀総長等会議（IPACC）に参加し、Indo-Pacific Armies Chiefs Conferenceインド太平洋地域の平和と安定のため、陸軍種間の連携の重要性について各国と認識を共有するとともに、情報・見解の交換を通じた各国陸軍種参謀長などとの関係構築・強化と安全保障協力を促進した。

海幕長は、19（令和元）年10月、伊海軍が主催する地域シーパワー・シンポジウム（RSS）に参加し、Regional Seapower SymposiumG7各国海軍参謀長などと情報共有及び意見交換を実施することで、相互理解の促進、信頼関係の深化及び海自の取組に関する国際的発信を図った。

空幕長は、19（令和元）年7月には、英空軍参謀長からの招待に応じ、英軍が主催するエア・スペース・パワー会議（ASPC）及びエアショー（RIAT）に参加するとともに、Air and Space Power Conference同年11月には、Royal International Air TattooUAE空軍参謀長からの招待に応じてUAEが主催するドバイ・エアショーに、20（令和2）年3月には、オーストラリアが開催するエア・パワー会議に参加し、それぞれの会議などにおいて地域的及び国際的な安全保障問題上の課題などについて幅広い意見交換を実施した。

2 実践的な多国間安全保障協力の推進

(1) パシフィック・パートナーシップ

07（平成19）年から行われているパシフィック・パートナーシップ（PP）は、米海軍を主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、施設補修活動、文化交流などを行い、各国政府、軍、国



多国間フォーラム「ライシナ・ダイアログ2020」に参加する
山崎統幕長（20（令和2）年1月）



多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」において諸外国軍人と親睦を深める隊員（20（令和2）年2月）



共同訓練「クリスマス・ドロップ」のため、諸外国軍人と荷詰めを行う空自隊員（19（令和元）年12月）

第3章

安全保障協力

際機関及びNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際平和協力活動の円滑化などを図る活動である。わが国は、07（平成19）年以降、自衛隊の医療要員や部隊などを派遣しており、19（令和元）年は、マーシャル諸島及びベトナムに医療要員を派遣するとともに、マーシャル諸島には音楽隊要員も派遣して、医療及び文化交流に関する活動を実施した。加えて、東ティモールでの女性・平和及び安全保障に関する活動に講師を派遣した。

（2）多国間共同訓練

ア インド太平洋地域での多国間共同訓練の意義

防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域において、従来から行われていた戦闘を想定した訓練に加え、HA/DR、非戦闘員退避活動（NEO）などの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間共同訓練に積極的に参加している。こうした訓練への参加は、自衛隊の各種技量の向上に加え、関係国間との協力の基盤を作る上で重要であり、今後とも積極的に取り組んでいくこととしている。

Q 参照 資料48（多国間共同訓練の参加など（過去3年間））

イ 多国間共同訓練への取組

近年、防衛分野における多国間関係は「信頼醸

成」の段階から「具体的・実践的な協力関係の構築」の段階へと移行しており、これを実効的なものとするための重要な取組として、様々な多国間共同訓練・演習が活発に行われている。

自衛隊は、20（令和2）年1月から3月にかけて、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」に参加して、在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上を図った。

陸自は、02（平成14）年以降、毎年、アジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP）Multinational Cooperation program in the Asia Pacificを主催し、関係各国の実務者を招へいしている。

海自は、19（令和元）年10月から12月にかけて、豪連邦パース西方海域において豪海軍が主催する20カ国による第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パシフィックリーチ2019」に参加した。また、同年4月から7月までの長期にわたりインド太平洋地域において護衛艦「いずも」など護衛艦3隻がインド太平洋方面派遣訓練を実施した。同派遣訓練においては、11か国が参加したADMMプラス海洋安全保障実動演習をはじめ、日米印比共同訓練、日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」といった多国間の共同訓練を実施した。

空自は、19（令和元）年12月、ミクロネシア連邦などにおける人道支援・災害救援共同訓練「ク

動画：第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パシフィックリーチ2019」
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=vnB8XzMVcOI>

動画：インド太平洋方面派遣訓練
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=wAKdirKVIhc>

リスマス・ドロップ」に参加した。今回、ニュージーランドが初めて訓練に参加し、日米豪ニュージーランドによる4か国間共同訓練となった。ま

た、20（令和2）年2月には、日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救援共同訓練「コープ・ノース」に参加した。

4 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

1 能力構築支援の意義

現在の安全保障環境は、一国で自国の平和と安定を維持することはできず、国際社会が一致して国際的な課題解決に取り組むことが不可欠となっている。東南アジア諸国をはじめとする各国防衛当局から、防衛省に対し、自国の能力構築への支援要請や協力への期待が寄せられており、防衛省・自衛隊は、12（平成24）年に安全保障・防衛関連分野における能力構築支援（キャパシティ・ビルディング）を開始している。

能力構築支援は、①インド太平洋地域の各国などに対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊などが国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するものである。また、これらの活動により、②支援対象国との二国間関係の強化が図られる、③米国やオーストラリアなどのほかの支援国との関係強化につながる、④地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国の姿勢が内外に認識されることにより、防衛省・自衛隊を含むわが国全体への信頼が向上する、といった意義がある。

この際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するとともに、外交政策との調整を十分に図り、多様な手段を組み合わせることで最大の効果が得られるよう効率的に取り組むこととしている。

2 具体的な事業

防衛省・自衛隊による能力構築支援事業は、これまでアジア大洋州地域を中心に、15か国・1機関に対し、HA/DR、PKO、海洋安全保障などの分野で行ってきている。

Q 参照 図表Ⅲ-3-1-5（能力構築支援の最近の取組状況（2019.4～2020.3））

防衛省・自衛隊による能力構築支援事業は、「派遣」もしくは「招へい」又はこれらを組み合わせた手段により、一定の期間をかけて支援対象国の具体的・着実な能力の向上を図っている。派遣は、専門的な知見を有する自衛官などを支援対象国に派遣し、セミナーや実習、技術指導などにより、対象国の軍隊及びその関連組織の能力向上を目指すものである。また、招へいは、支援対象国の実務者などを防衛省・自衛隊の部隊・機関などに招待し、セミナーや実習、教育訓練などの視察などを通じて、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組、教育訓練などを研修するものである。

能力構築支援事業の一環として19（令和元）年に実施した派遣は、11か国20件、延べ126名であり、招へいは、4か国1機関6件、延べ75名である。具体的には、能力構築支援事業の派遣として、モンゴルに対する道路構築などの施設分野に関する技術指導、東ティモールに対する豪軍主催の訓練「ハリィ・ハムトゥック」における施設分野での支援、豪州において英国が開催した「ロイヤル・エディンバラ・ミリタリー・タトゥ」に参加したPNG軍楽隊に対する技術指導などを実施した。モンゴルに対する施設分野の能力構築支援



動画：PNGにおける能力構築支援（PNG軍楽隊育成）
URL：https://youtu.be/VII_SO3YPOw

図表Ⅲ-3-1-5 能力構築支援の最近の取組状況（2019.4～2020.3）

能力構築支援とは

能力構築支援 … 「派遣」や「招へい」などの事業を実施することで、支援対象国の能力を一定の期間をかけて具体的に・着実に向上させることを目的とした事業

「派遣」 … 専門的な知見を有する自衛官等を支援対象国に派遣し、セミナーや実習、技術指導等により、対象国の軍隊及びその関連組織の能力向上を目指す。

「招へい」 … 支援対象国の実務者等を防衛省・自衛隊の部隊・機関等に招待し、セミナーや実習、教育訓練等の視察・意見交換等を通じ、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組、教育訓練等を研修する。

能力構築支援事業を実施している国・支援分野（2019.4～2020.3）

※ 米、豪 はそれぞれ米国・豪州と連携した支援を指す。

※ 赤字は写真の支援分野を表す。



ラオス

人道・災害支援（捜索救助・衛生）（施設）、不発弾処理



ベトナム

【潜水医学（※）米、豪】、サイバーセキュリティ、水中不発弾処理



モンゴル

PKO（施設）、衛生



ASEAN

人道支援・災害救援



カンボジア

PKO（施設）



ミャンマー

潜水医学、日本語教育環境整備、航空気象



フィリピン

艦船整備、人道支援・災害救援



スリランカ

航空救難



マレーシア

人道支援・災害救援



インドネシア

人道支援・災害救援



東ティモール

車両整備【施設（※）米、豪】



パプアニューギニア

軍楽隊育成



「ロイヤル・エディンバラ・ミリタリー・タトゥ」に参加するパプアニューギニア軍楽隊に対し教育する陸自音楽隊員（19（令和元）年9月）

事業については、19（令和元）年12月、国防大臣として約5年半ぶりに訪日したエンフボルド国防大臣から、自衛隊による技術指導のおかげでモン

ゴル軍が道路構築を行うことができるようになったことで国連PKOへの施設部隊派遣計画に大きく寄与している旨高い評価が述べられるなど各事業はそれぞれに対象国軍の具体的かつ着実な能力向上に貢献している。このほか、ベトナムにおける水中不発弾処分に関するワークショップ、ミャンマーにおける同空軍の気象部隊設立のための航空気象に関する実技教育、ラオスにおける捜索救助・衛生活動に関する実技教育などを実施した。また、インドネシアにおけるHA/DRセミナーを実施し、自衛隊の持つ各種災害対応にかかる能力取組について共有した。また、招へいとして、スリランカ空軍に対する航空救難研修、ASEAN諸国に対しては第3回目となるHA/DRに関するセミナーなどを実施した。

また、アフリカにおける能力構築支援として、18（平成30）年、ジブチ軍に対し、油圧ショベルやグレーダ、ドーザといった施設機材の操作教育をはじめとする災害対処能力強化支援事業を実施するなど、同国との関係強化を図っている。

3 関係各国との連携

地域の安全保障環境の安定化を図る上で、他の支援国との協力が必要不可欠であり、特に日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の一つとなっている。

まず、日米間においては、15（平成27）年4月の日米「2+2」の共同発表において、地域の平和・安定・繁栄のため、能力構築支援を含めた両国の協力の継続的かつ緊密な連携強化を明記するなど、日米が連携して東南アジア諸国との防衛協力を推進していくことで一致している。

また、日豪間においては、13（平成25）年以降、計4回、豪国防省職員4名を防衛省国際政策課能力構築支援室で受け入れ、これに対し、15（平成27）年以降、計3回、防衛省職員3名を豪国防省に派遣している。

17（平成29）年11月には、初めての「日豪能力構築支援ワーキンググループ」が開催された。

なお、日米豪3か国間においても、具体的協力として、東ティモールにおける豪軍主催の能力構築支援事業「ハリィ・ハムトゥック」に15（平成27）年10月以降、計5回、自衛隊と米軍がともに参加し、東ティモール軍工兵部隊に対し施設分野の技術指導を実施した。

このように、能力構築支援を実施している関係各国との緊密な連携を図り、相互に補完しつつ、効果的・効率的に支援を実施していくことが重要である。

VOICE

ラオス人民軍に対する能力構築支援事業に参加した隊員の声

陸上自衛隊第13普通科連隊（長野県松本市）

第2科長 1等陸尉 吉田^{よしだ} たつる

ラオス人民軍に対する能力構築支援は、ラオス人民軍の災害対応能力の向上に寄与することを目的として、16（平成28）年に始まって以来、搜索・救助及び衛生活動における陸上自衛隊の技術や能力を駆使してラオス人民軍の指揮官要員などに対する教育を行い、その成果を着実に積み上げてきました。私はチーム長として、19（令和元）年10月に日本に招へいされたラオス人民軍の指揮官要員等12名に対し、自衛隊の災害派遣活動の概要を説明するとともに、災害対応訓練の実施計画の作成要領等について教育しました。翌11月に、私はラオスに派遣され、ラオス人民軍が指揮官要員の作成した訓練実施計画に基づき搜索救助及び衛生活動に関する訓練を実施する際に、全般指導を行いました。

ラオス人民軍の参加要員は、私たちが感銘を受けるほどの強い責任感と真摯な姿勢で日々の教育及び訓練に取り組み、災害対応訓練の実施計画の作成・



訓練実施計画の作成を指導する筆者

実施・評価など一連の訓練管理要領について修得しました。

近年の世界的な災害の激甚化に伴い、迅速かつ高度な災害対応能力が求められています。本事業を通じて、ラオス人民軍の災害対応能力の向上及び日ラオス両国の友好・信頼関係の発展に寄与していることを実感しました。